

平成29年6月30日（金）

# 報道関係資料

- 1 福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について（平成29年5月分）
- 2 九州・沖縄ブロック内雇用情勢報告（平成29年1～3月四半期分）
- 3 総合労働相談件数は11年連続で4万件超、内容は「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ ～ 平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況 ～
- 4 メンタルヘルス・パワハラ対策の説明会を開催します  
～ 「過労死等ゼロ」緊急対策によるメンタルヘルス対策の取組を強化 ～
- 5 福岡労働局のイベント等予定について（H29.7～）

雇用環境・均等部企画課  
課長 河野 智章  
課長補佐 西原 弘史  
電話：092（411）4763（直通）



平成 29 年 6 月 30 日(金)発表

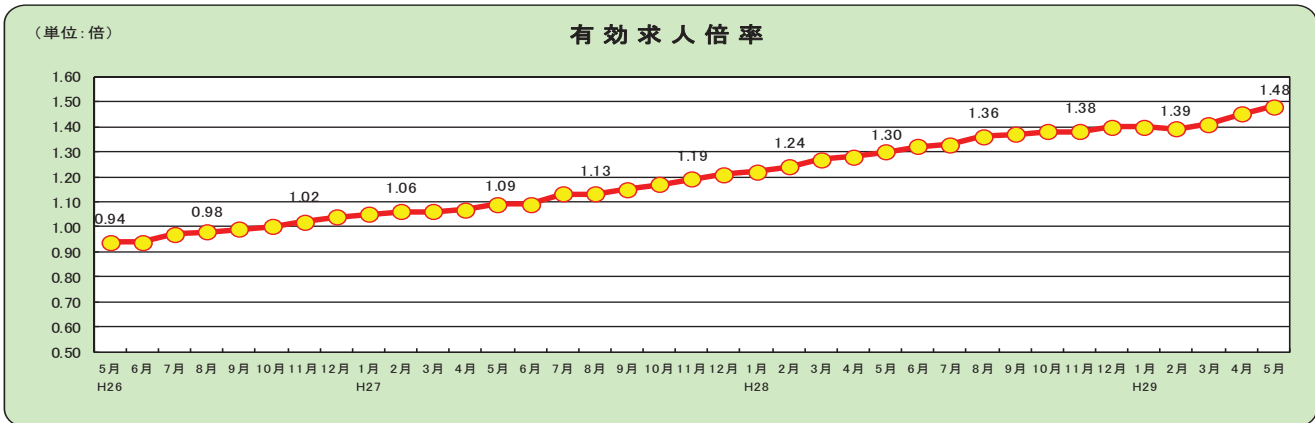
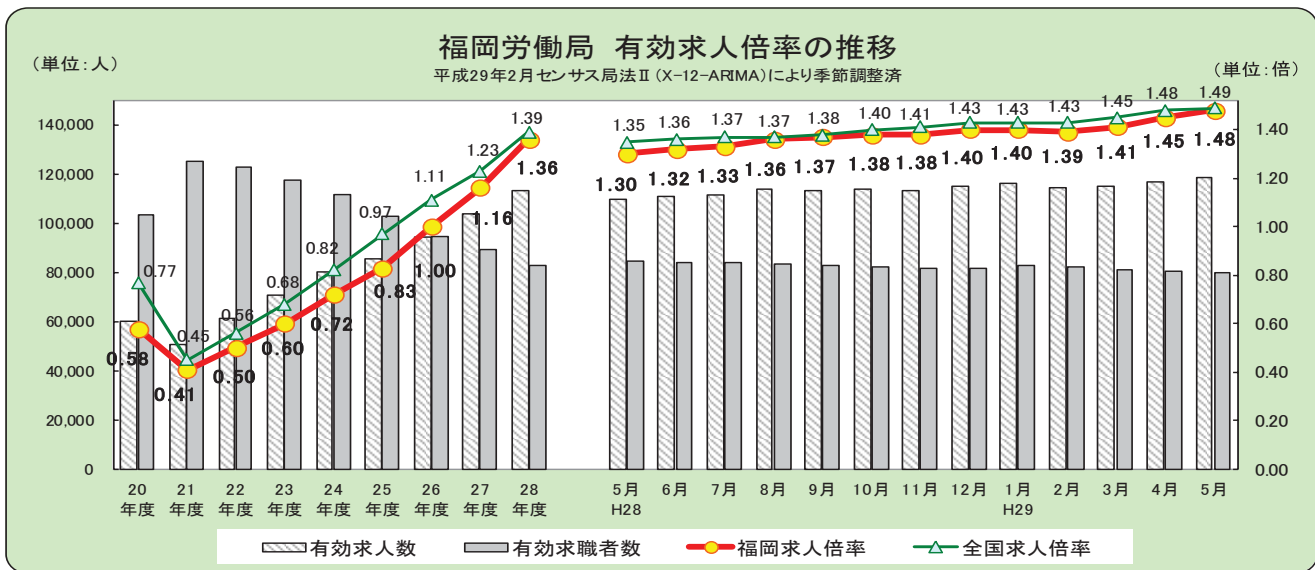
照 会 先	職業安定部職業安定課	
	課長	大野 彰久
	地方労働市場情報官	宮原 昌俊
	電話 092 - 434 - 9801 (ダイヤルイン)	

### 雇用失業情勢（平成29年5月分）について

#### 概要

■ 現下の雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。

- ・有効求人倍率（季節調整値）は1.48倍で、前月を0.03ポイント上回った。  
有効求人数（季節調整値）は前月に比べ1.8%増加した。  
有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.5%減少した。
- ・新規求人倍率（季節調整値）は2.17倍で、前月を0.16ポイント上回った。  
新規求人数（季節調整値）は前月に比べ0.7%増加した。  
新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ6.9%減少した。
- ・新規求人数（原数値）は対前年同月比8.4%増と、7か月連続で増加した。
- ・新規求職者数（原数値）は対前年同月比0.9%減と、4か月連続で減少した。



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	1.45	1.48										
28年度	1.28	1.30	1.32	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.40	1.40	1.39	1.41
27年度	1.07	1.09	1.09	1.13	1.13	1.15	1.17	1.19	1.21	1.22	1.24	1.27

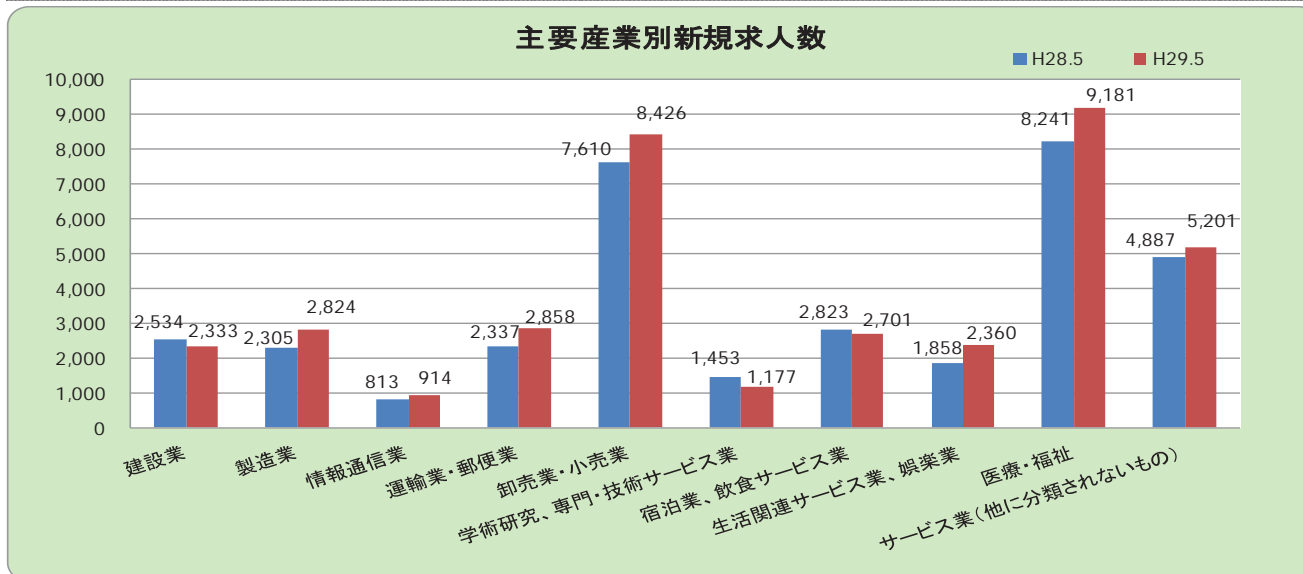
1.数値は季節調整値である。なお、平成28年12月以前の数値は、平成29年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

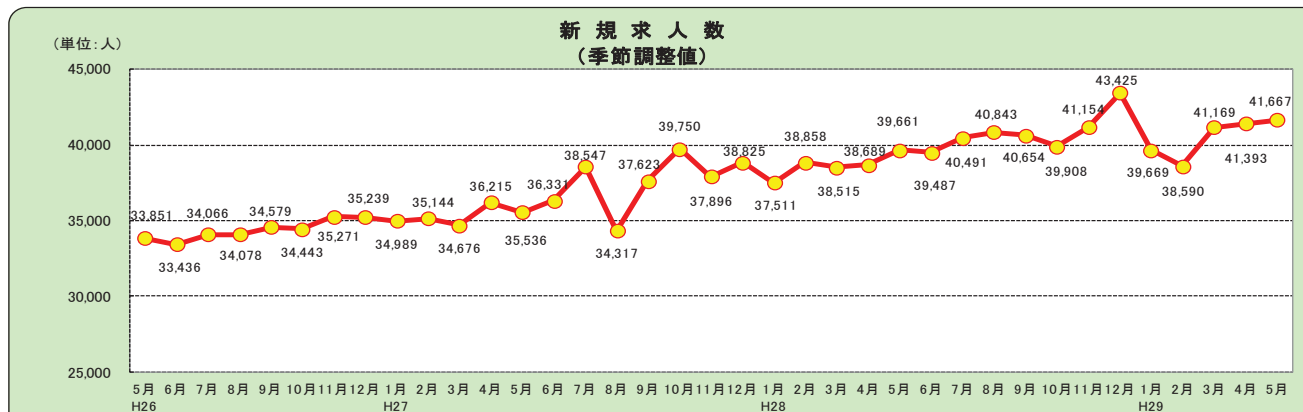
# 1 新規求人数の動向（原数値）【表1、表2、表6】

- 新規求人数は40,217人で、対前年同月比8.4%増と7か月連続で前年同月を上回った。
- 産業別（対前年同月比）にみると、医療・福祉は70か月連続、製造業は24か月連続、運輸業・郵便業は5か月連続、卸売業・小売業は3か月連続、他に分類されないサービス業は2か月連続、情報通信業、生活関連サービス業・娯楽業は2か月ぶり、金融業・保険業は3か月ぶりに前年同月を上回った。
- 一方、学術研究・専門技術サービス業は5か月連続、宿泊業・飲食サービス業は2か月連続、不動産業・物品賃貸業は2か月ぶり、建設業は20か月ぶりに前年同月を下回った。
- 事業所規模別にみると、4人以下、500～999人の規模で前年同月を下回った。（P6）

○ 建設業	( ▲ 7.9 % 減 )	○ 製造業	( 22.5 % 増 )
○ 情報通信業	( 12.4 % 増 )	○ 運輸業・郵便業	( 22.3 % 増 )
○ 卸売・小売業	( 10.7 % 増 )	○ 金融業・保険業	( 31.0 % 増 )
○ 不動産業・物品賃貸業	( ▲ 7.6 % 減 )	○ 学術研究・専門技術サービス業	( ▲ 19.0 % 減 )
○ 宿泊業・飲食サービス業	( ▲ 4.3 % 減 )	○ 生活関連サービス業・娯楽業	( 27.0 % 増 )
○ 医療・福祉	( 11.4 % 増 )	○ サービス業 (他に分類されないもの)	( 6.4 % 増 )



## 【参考】■新規求人数（季節調整値）の推移



新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	41,393	41,667										
28年度	38,689	39,661	39,487	40,491	40,843	40,654	39,908	41,154	43,425	39,669	38,590	41,169
27年度	36,215	35,536	36,331	38,547	34,317	37,623	39,750	37,896	38,825	37,511	38,858	38,515

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)。平成28年12月以前の数値は平成29年1月分公表時に新季節指数により改定。

## 2 新規求職者の動向（原数値）【表1、表3、表4、表6】

○ 新規求職者（パート含む）は21,576人で、対前年同月比0.9%減と、4か月連続で前年同月を下回った。

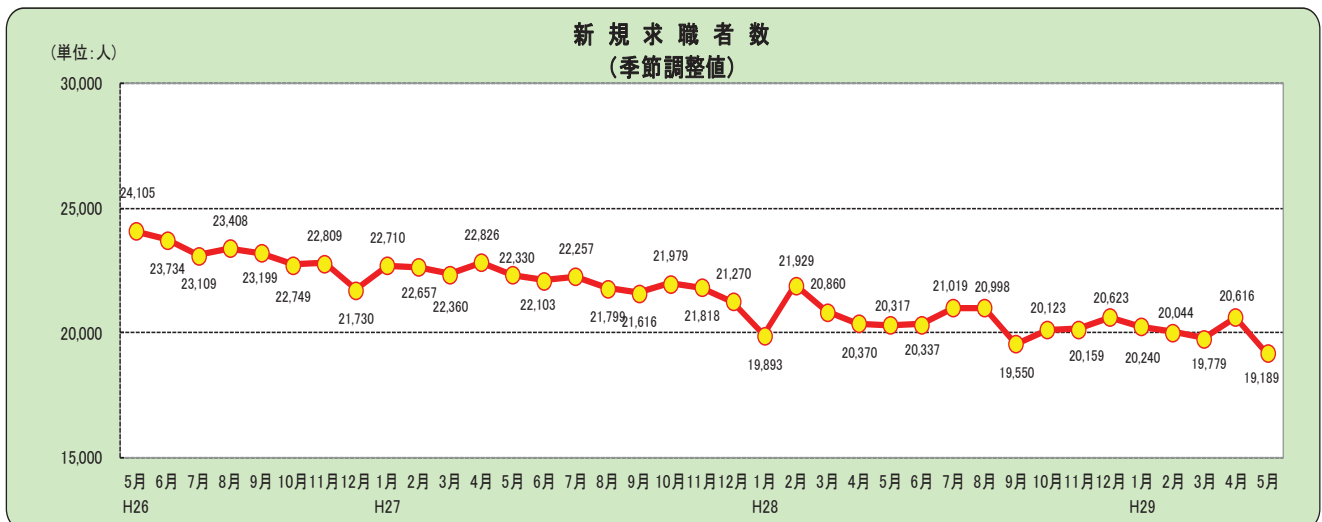
なお、男性求職者は対前年同月比0.2%、女性求職者は1.4%減少した。また、年齢別では、45歳～54歳、55歳以上の年齢層が前年同月を上回った。（P7）

○ 新規常用求職者（パートを除く）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比0.7%減と4か月連続で減少し、うち事業主都合離職者は同6.8%減と55か月連続、無業者は同12.9%減と65か月連続で減少した。在職者は同3.1%減と4か月連続で減少した。

### 新規常用求職者の推移（パートを除く）

	求職者数 (合計)	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者				無業者			
			前年同月比	前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比	前年同月比			
23年度計	251,790	▲ 6.0	56,893	▲ 2.2	160,188	▲ 8.6	51,358	▲ 14.3	98,924	▲ 4.7	34,709	1.2
24年度計	233,917	▲ 7.1	57,448	1.0	149,806	▲ 6.5	46,799	▲ 8.9	94,788	▲ 4.2	26,663	▲ 23.2
25年度計	214,486	▲ 8.3	58,229	1.4	133,933	▲ 10.6	38,750	▲ 17.2	88,667	▲ 6.5	22,324	▲ 16.3
26年度計	199,626	▲ 6.9	57,801	▲ 0.7	123,008	▲ 8.2	33,689	▲ 13.1	83,284	▲ 6.1	18,817	▲ 15.7
27年度計	186,149	▲ 6.8	55,916	▲ 3.3	114,644	▲ 6.8	29,847	▲ 11.4	79,182	▲ 4.9	15,589	▲ 17.2
28年度計	171,342	▲ 8.0	53,711	▲ 4.0	104,249	▲ 9.1	25,745	▲ 13.7	73,526	▲ 7.1	13,382	▲ 14.2
28年 5月	14,825	▲ 4.2	4,152	▲ 0.2	9,508	▲ 5.0	2,395	▲ 11.3	6,665	▲ 2.9	1,165	▲ 10.9
6月	14,079	▲ 12.1	4,280	▲ 8.5	8,736	▲ 12.2	2,185	▲ 15.8	6,175	▲ 10.6	1,063	▲ 23.6
7月	13,417	▲ 12.7	3,986	▲ 10.4	8,377	▲ 13.3	2,115	▲ 14.0	5,906	▲ 12.6	1,054	▲ 16.0
8月	14,042	▲ 0.0	4,413	3.3	8,476	▲ 1.6	1,916	▲ 12.9	6,224	2.8	1,153	▲ 0.3
9月	13,725	▲ 8.8	4,133	▲ 5.1	8,470	▲ 9.3	1,874	▲ 12.3	6,239	▲ 7.7	1,122	▲ 16.9
10月	13,803	▲ 12.6	4,064	▲ 7.4	8,660	▲ 13.3	2,103	▲ 16.5	6,136	▲ 12.2	1,079	▲ 23.0
11月	12,123	▲ 4.9	3,880	▲ 1.8	7,273	▲ 6.0	1,690	▲ 12.7	5,268	▲ 2.8	970	▲ 8.0
12月	10,349	▲ 6.0	3,779	5.9	5,812	▲ 11.7	1,364	▲ 19.9	4,170	▲ 8.9	758	▲ 11.2
29年 1月	15,778	2.2	5,731	7.2	9,012	0.7	2,096	▲ 3.5	6,496	2.6	1,035	▲ 9.5
2月	14,790	▲ 11.8	5,718	▲ 8.1	7,923	▲ 14.4	1,729	▲ 19.1	5,818	▲ 12.4	1,149	▲ 10.6
3月	15,615	▲ 6.5	5,587	▲ 4.1	8,603	▲ 7.6	1,889	▲ 16.3	6,319	▲ 4.6	1,425	▲ 8.7
4月	17,479	▲ 7.0	3,862	▲ 3.2	12,392	▲ 7.5	3,703	▲ 15.6	7,834	▲ 3.4	1,225	▲ 13.1
5月	14,483	▲ 2.3	4,025	▲ 3.1	9,443	▲ 0.7	2,233	▲ 6.8	6,797	2.0	1,015	▲ 12.9

### 《参考》 ■ 新規求職者数（季節調整値）の推移

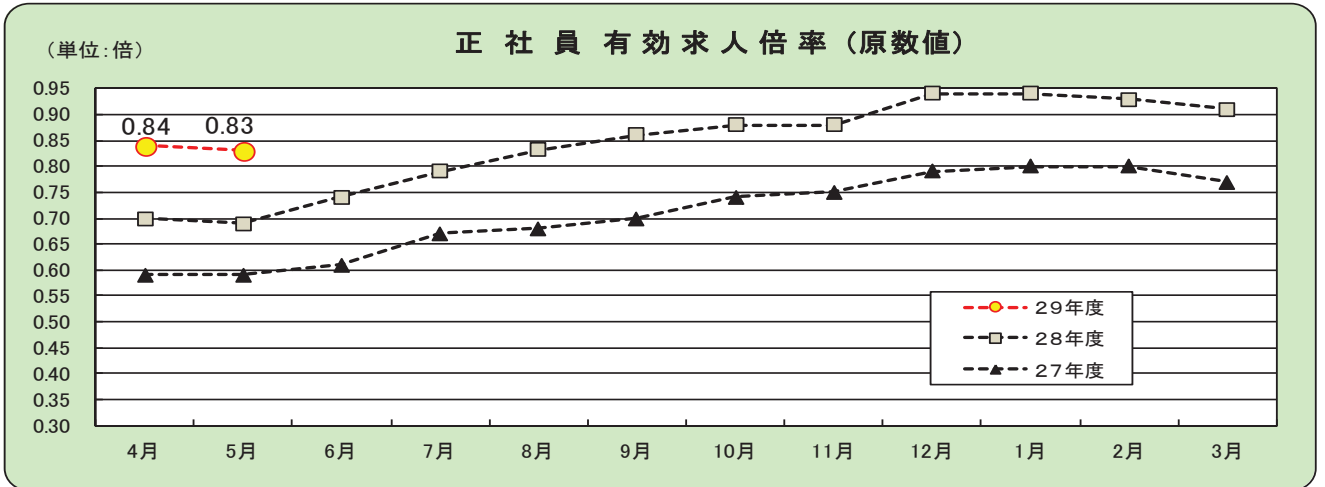


新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	20,616	19,189										
28年度	20,370	20,317	20,337	21,019	20,998	19,550	20,123	20,159	20,623	20,240	20,044	19,779
27年度	22,826	22,330	22,103	22,257	21,799	21,616	21,979	21,818	21,270	19,893	21,929	20,860

※新規卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)。平成28年12月以前の数値は平成29年1月分公表時に新季節指数により改定。

### 3 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○ 正社員有効求人倍率は0.83倍と、前年同月を0.14ポイント上回り、85か月連続で改善した。



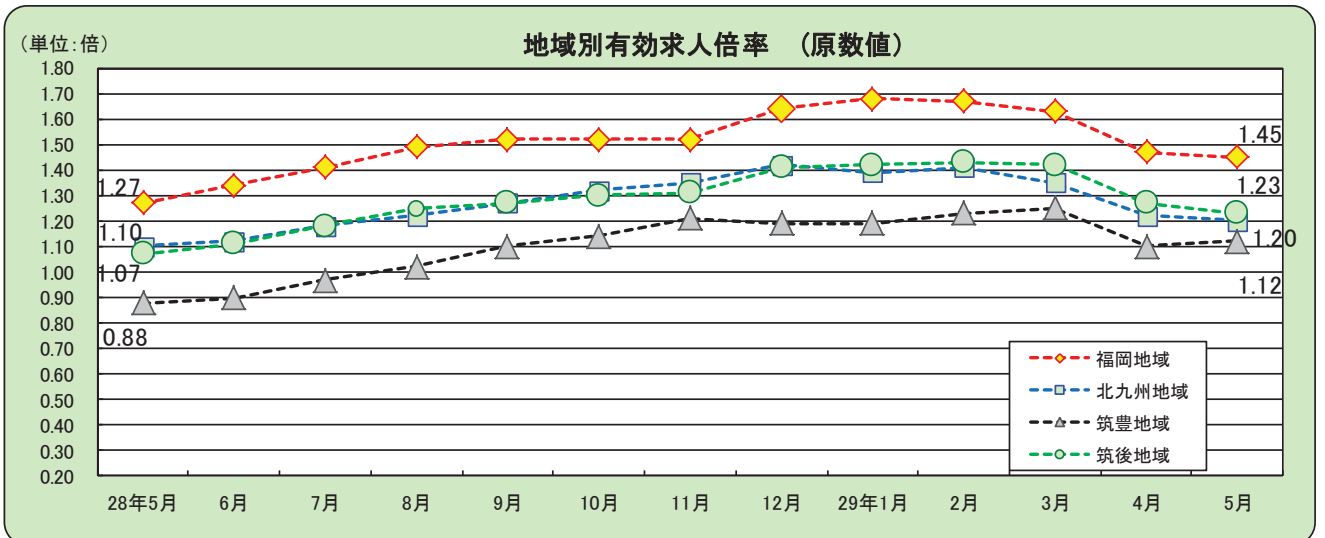
正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	0.84	0.83										
28年度	0.70	0.69	0.74	0.79	0.83	0.86	0.88	0.88	0.94	0.94	0.93	0.91
27年度	0.59	0.59	0.61	0.67	0.68	0.70	0.74	0.75	0.79	0.80	0.80	0.77

1.数値は原数値である。

注) 正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

### 4 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表6】

○ 有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は1.45倍で0.18ポイント、北九州地域は1.20倍で0.10ポイント、筑豊地域は1.12倍で0.24ポイント、筑後地域は1.23倍で0.16ポイント、それぞれ前年同月を上回った。



地域別有効求人倍率	28年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	2月	3月	4月	5月
福岡地域	1.27	1.34	1.41	1.49	1.52	1.52	1.52	1.64	1.68	1.67	1.63	1.47	1.45
北九州地域	1.10	1.12	1.18	1.22	1.27	1.32	1.35	1.42	1.39	1.41	1.35	1.22	1.20
筑豊地域	0.88	0.90	0.97	1.02	1.10	1.14	1.21	1.19	1.19	1.23	1.25	1.10	1.12
筑後地域	1.07	1.11	1.18	1.25	1.27	1.30	1.31	1.41	1.42	1.43	1.42	1.27	1.23

1.数値は原数値である。

表1 一般職業紹介状況

平成29年5月

		29年 5月	29年 4月	28年 5月	原数値 対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	季節調整値 対前月 増減率、差 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数 (人)	80,140 87,417	80,517 87,007	84,508 91,663	-4.6	-0.5
	2 新規求職申込件数 (件)	19,189 21,576	20,616 26,712	20,317 21,775	-0.9	-6.9
	3 月間有効求人数 (人)	118,588 115,564	116,499 117,035	109,885 106,150	8.9	1.8
	4 新規求人数 (人)	41,667 40,217	41,393 40,275	39,661 37,101	8.4	0.7
	5 就職件数 (件)	7,097	7,069	7,224	-1.8	—
	6 有効求人倍率 (季調値) (倍)	1.48	1.45	1.30	—	0.03
	7 新規求人倍率 (季調値) (倍)	2.17	2.01	1.95	—	0.16
一 般	1 月間有効求職者数 (人)	58,724	59,228	63,357	-7.3	
	2 新規求職申込件数 (件)	14,510	17,498	14,838	-2.2	
	3 月間有効求人数 (人)	68,862	70,143	63,023	9.3	
	4 新規求人数 (人)	23,336	24,351	21,829	6.9	
	5 就職件数 (件)	4,304	4,563	4,640	-7.2	
	6 有効求人倍率 (倍)	1.17	1.18	0.99	0.18	
	7 新規求人倍率 (倍)	1.61	1.39	1.47	0.14	
パ ー ト	1 月間有効求職者数 (人)	28,693	27,779	28,306	1.4	
	2 新規求職申込件数 (件)	7,066	9,214	6,937	1.9	
	3 月間有効求人数 (人)	46,702	46,892	43,127	8.3	
	4 新規求人数 (人)	16,881	15,924	15,272	10.5	
	5 就職件数 (件)	2,793	2,506	2,584	8.1	
	6 有効求人倍率 (倍)	1.63	1.69	1.52	0.11	
	7 新規求人倍率 (倍)	2.39	1.73	2.20	0.19	

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。

ただし「全数」1～4欄上段及び6、7欄は 季節調整値。

季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。(平成29年2月改定済み)

表2 産業別、規模別一般新規求人状況

平成29年5月

	全 数	パート除く	パートタイム	対前年増減率 (%)		
				全 数	パート除く	パートタイム
<b>合 計</b>	<b>40,217</b>	<b>23,336</b>	<b>16,881</b>	<b>8.4</b>	<b>6.9</b>	<b>10.5</b>
<b>A、B 農林漁業</b>	<b>96</b>	<b>44</b>	<b>52</b>	<b>-26.7</b>	<b>-40.5</b>	<b>-8.8</b>
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>0</b>	<b>27.3</b>	<b>27.3</b>	<b>---</b>
(052 石炭・亜炭鉱業)	0	0	0	---	---	---
<b>D 建設業</b>	<b>2,333</b>	<b>2,186</b>	<b>147</b>	<b>-7.9</b>	<b>-7.0</b>	<b>-19.7</b>
(06 総合工事業)	1,269	1,173	96	-11.8	-11.3	-17.2
<b>E 製造業</b>	<b>2,824</b>	<b>1,944</b>	<b>880</b>	<b>22.5</b>	<b>16.5</b>	<b>38.1</b>
09 食料品製造業	1,046	458	588	37.1	22.1	51.5
10 飲料・たばこ・飼料製造業	30	17	13	-25.0	-26.1	-23.5
11 繊維工業	62	31	31	-12.7	-22.5	0.0
12 木材・木製品製造業	34	29	5	-20.9	11.5	-70.6
13 家具・装備品製造業	51	41	10	-23.9	-31.7	42.9
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	60	38	22	71.4	18.8	633.3
15 印刷・同関連業	82	72	10	15.5	12.5	42.9
16 化学工業	52	45	7	30.0	40.6	-12.5
17 石油製品・石炭製品製造業	1	0	1	---	---	---
18 プラスチック製品製造業	85	62	23	-22.7	-26.2	-11.5
19 ゴム製品製造業	25	14	11	108.3	27.3	1000.0
21 窯業・土石製品製造業	110	101	9	64.2	74.1	0.0
22 鉄鋼業	76	72	4	20.6	18.0	100.0
23 非鉄金属製造業	26	20	6	420.0	400.0	21.0
24 金属製品製造業	299	267	32	29.4	23.0	128.6
25 はん用機械器具製造業	157	144	13	53.9	58.2	18.2
26 生産用機械器具製造業	123	114	9	108.5	119.2	28.6
27 業務用機械器具製造業	29	23	6	-23.7	-28.1	0.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	36	20	16	-18.2	-39.4	45.5
29 電気機械器具製造業	125	90	35	5.0	-2.2	29.6
30 情報通信機械器具製造業	16	14	2	-23.8	-33.3	8.3
28,30 ハードウェア製造関係	52	34	18	-20.0	-37.0	63.6
31 輸送用機械器具製造業	255	238	17	8.5	9.2	0.0
(311 自動車・同附属品)	236	220	16	18.0	17.6	23.1
(313 船舶製造・修理業、船用機関)	12	11	1	-42.9	-47.6	---
(273, 274, 275, 323 精密機械器具等)	27	21	6	125.0	162.5	50.0
(275 光学機械器具・レンズ)	0	0	0	---	---	---
(323 時計・同部分品)	0	0	0	---	---	---
20,32 その他の製造業	44	34	10	-36.2	-19.0	-63.0
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	<b>31</b>	<b>24</b>	<b>7</b>	<b>121.4</b>	<b>166.7</b>	<b>---</b>
<b>G 情報通信業</b>	<b>914</b>	<b>737</b>	<b>177</b>	<b>12.4</b>	<b>5.4</b>	<b>55.3</b>
(39 情報サービス業)	637	567	70	14.6	16.4	1.4
<b>H 運輸業、郵便業</b>	<b>2,858</b>	<b>2,050</b>	<b>808</b>	<b>22.3</b>	<b>14.0</b>	<b>50.2</b>
<b>I 卸売業、小売業</b>	<b>8,426</b>	<b>3,597</b>	<b>4,829</b>	<b>10.7</b>	<b>10.6</b>	<b>10.8</b>
(50~55 卸売業)	1,701	1,121	580	18.1	22.5	10.5
(56~61 小売業)	6,725	2,476	4,249	9.0	6.0	10.8
(56 各種商品小売業)	1,293	353	940	71.7	305.7	41.1
<b>J 金融業、保険業</b>	<b>241</b>	<b>163</b>	<b>78</b>	<b>31.0</b>	<b>61.4</b>	<b>-6.0</b>
<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>	<b>881</b>	<b>633</b>	<b>248</b>	<b>-7.6</b>	<b>0.3</b>	<b>-23.0</b>
(70 物品賃貸業)	224	181	43	25.8	37.1	-6.5
<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>	<b>1,177</b>	<b>794</b>	<b>383</b>	<b>-19.0</b>	<b>-29.9</b>	<b>19.7</b>
(73 広告業)	126	84	42	-16.0	-13.4	-20.8
<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>	<b>2,701</b>	<b>1,062</b>	<b>1,639</b>	<b>-4.3</b>	<b>1.1</b>	<b>-7.6</b>
(75 宿泊業)	234	80	154	-5.6	-20.0	4.1
(76 飲食店)	2,408	961	1,447	-3.7	2.9	-7.7
<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>	<b>2,360</b>	<b>968</b>	<b>1,392</b>	<b>27.0</b>	<b>18.6</b>	<b>33.6</b>
<b>O 教育、学習支援業</b>	<b>631</b>	<b>277</b>	<b>354</b>	<b>41.5</b>	<b>35.1</b>	<b>46.9</b>
<b>P 医療、福祉</b>	<b>9,181</b>	<b>5,202</b>	<b>3,979</b>	<b>11.4</b>	<b>12.1</b>	<b>10.5</b>
(83 医療業)	3,648	2,295	1,353	7.6	4.3	13.7
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)	5,506	2,894	2,612	14.1	19.4	8.8
<b>Q 複合サービス事業</b>	<b>97</b>	<b>43</b>	<b>54</b>	<b>-47.8</b>	<b>-41.9</b>	<b>-51.8</b>
<b>R サービス業(他に分類されないもの)</b>	<b>5,201</b>	<b>3,438</b>	<b>1,763</b>	<b>6.4</b>	<b>9.6</b>	<b>0.7</b>
<b>S、T 公務・その他</b>	<b>251</b>	<b>160</b>	<b>91</b>	<b>-20.3</b>	<b>-11.6</b>	<b>-32.1</b>
事   4人以下	7,455	4,184	3,271	-3.2	-8.2	4.1
業   5~29	19,263	11,193	8,070	9.2	10.9	6.9
所   30~99	9,077	5,239	3,838	17.3	8.0	32.8
規   100~299	3,048	1,945	1,103	15.0	21.0	5.8
模   300~499	585	343	242	8.1	25.6	-9.7
500~999	323	175	148	-15.4	-14.6	-16.4
1000人以上	466	257	209	5.7	8.0	3.0

表3 一般求職者内訳

	29年5月	29年4月	28年5月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求職者	※ 21,576	※ 26,712	※ 21,775	-0.9
男	8,648	10,710	8,667	-0.2
女	12,891	15,944	13,077	-1.4
うち受給者	7,067	10,037	7,000	1.0
有効求職者	※ 87,417	※ 87,007	※ 91,663	-4.6
男	36,872	36,867	39,641	-7.0
女	50,403	50,022	51,908	-2.9
うち受給者	35,465	33,851	37,515	-5.5

※ 求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表4 年齢別常用新規・有効の求職状況

	29年5月	29年4月	28年5月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求人	34,997	35,913	32,742	6.9
新規求職	21,534	26,668	21,746	-1.0
29歳以下	5,101	6,167	5,337	-4.4
30～44歳	7,320	8,417	7,752	-5.6
45～54歳	3,924	4,515	3,731	5.2
55歳以上	5,189	7,569	4,926	5.3
新規求人倍率	1.63	1.35	1.51	0.12
有効求人	101,281	102,905	93,762	8.0
有効求職	87,263	86,859	91,525	-4.7
29歳以下	20,078	19,769	21,533	-6.8
30～44歳	28,591	28,658	30,871	-7.4
45～54歳	15,864	15,879	16,002	-0.9
55歳以上	22,730	22,553	23,119	-1.7
有効求人倍率	1.16	1.18	1.02	0.14

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。(原数値)



表5 雇用形態別常用職業紹介状況

平成29年5月

		29年5月	29年4月	28年5月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
パート タイムを 除く 常用	1 月間有効求職者数 (人)	58,640	59,148	63,294	-7.4
	2 新規求職申込件数 (件)	14,483	17,479	14,825	-2.3
	3 月間有効求人 数 (人)	62,964	64,279	57,630	9.3
	4 新規求人数 (人)	21,275	22,728	19,917	6.8
	5 就職件数 (件)	4,101	4,375	4,441	-7.7
	6 充足数 (件)	4,181	4,486	4,507	-7.2
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	1.07	1.09	0.91	0.16
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	1.47	1.30	1.34	0.13
	9 就職率(5/2×100)(%)	28.3	25.0	30.0	-1.7
	10 充足率(6/4×100)(%)	19.7	19.7	22.6	-2.9
正 社 員	11 月間有効求人 数 (人)	48,828	49,769	43,808	11.5
	12 新規求人数 (人)	16,221	17,657	14,973	8.3
	13 就職件数 (件)	3,202	3,440	3,492	-8.3
	14 充足数 (件)	3,254	3,513	3,516	-7.5
	15 有効求人倍率(11/1)(倍)	0.83	0.84	0.69	0.14
	16 充足率(14/12×100)(%)	20.1	19.9	23.5	-3.4
常用 的 パ ー ト タ イ ム	17 月間有効求職者数 (人)	28,623	27,711	28,231	1.4
	18 新規求職申込件数 (件)	7,051	9,189	6,921	1.9
	19 月間有効求人 数 (人)	38,317	38,626	36,132	6.0
	20 新規求人数 (人)	13,722	13,185	12,825	7.0
	21 就職件数 (件)	2,440	2,204	2,277	7.2
	22 充足数 (件)	2,536	2,384	2,427	4.5
	23 有効求人倍率(19/17)(倍)	1.34	1.39	1.28	0.06
	24 新規求人倍率(20/18)(倍)	1.95	1.43	1.85	0.10
	25 就職率(21/18×100)(%)	34.6	24.0	32.9	1.7
	26 充足率(22/20×100)(%)	18.5	18.1	18.9	-0.4

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6 雇用失業情勢主要指標(福岡県)

	平成25年度					平成26年度					平成27年度					平成28年度					平成29年度							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国	0.15	0.14	0.12	0.16	0.16	0.17	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14	
福岡県	0.97	1.11	1.23	1.39	1.39	1.35	1.37	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.48	1.48	1.49	
有効求人倍率	0.83	1.00	0.16	0.20	0.20	0.21	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.19	0.19	0.18	0.15	0.14	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.17	0.18	0.18	
福岡	0.88	1.08	1.29	1.49	1.49	1.27	1.34	1.41	1.49	1.52	1.52	1.52	1.64	1.68	1.67	1.63	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.67	1.63	1.47	1.45	1.48	
北九州	0.83	0.98	1.10	1.26	1.26	1.10	1.12	1.18	1.22	1.27	1.27	1.35	1.42	1.39	1.41	1.35	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.35	1.22	1.20	1.10	
筑豊	0.07	0.08	0.10	0.22	0.22	0.16	0.18	0.17	0.21	0.25	0.23	0.23	0.26	0.26	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.22	0.24	0.24	
筑後	0.67	0.75	0.85	1.07	1.07	0.88	0.90	0.97	1.02	1.10	1.10	1.21	1.19	1.19	1.23	1.25	1.10	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.23	1.10	1.12	1.12	
全国	0.14	0.13	0.15	0.21	0.21	0.19	0.19	0.20	0.24	0.22	0.21	0.20	0.20	0.24	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.17	0.16	0.16	
福岡県	0.77	0.90	1.05	1.26	1.26	1.07	1.11	1.18	1.25	1.27	1.30	1.31	1.41	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.27	1.23	1.23	
新規求人倍率	0.15	0.16	0.17	0.22	0.22	0.20	0.23	0.21	0.27	0.26	0.26	0.24	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.23	0.19	0.09	0.25	
福岡県	1.31	1.50	1.72	1.98	1.98	1.95	1.94	1.93	1.95	2.08	1.98	2.04	2.11	1.96	1.93	2.08	2.01	2.08	2.01	2.08	2.01	2.08	2.01	2.01	2.01	2.17	2.17	
有効求人人数	85,542	94,393	103,750	112,994	112,994	106,150	107,348	108,111	112,152	114,665	114,665	115,685	112,053	114,634	120,465	124,547	117,035	124,547	117,035	124,547	117,035	124,547	117,035	117,035	117,035	115,564	115,564	
新規求人人数	5.2	8.7	8.4	7.2	7.2	12.8	9.4	▲ 0.9	22.6	9.9	▲ 4.2	11.0	12.8	5.1	2.5	7.2	6.4	43.009	40,275	40,217	40,217	40,217	40,217	40,217	40,217	40,217	40,217	
有効求職者数	▲ 8.0	▲ 7.7	▲ 5.8	▲ 7.0	▲ 7.0	▲ 6.8	▲ 8.3	▲ 8.5	▲ 6.7	▲ 7.2	▲ 7.9	▲ 7.5	▲ 7.7	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 5.6	▲ 5.9	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.6	
新規求職者数	102,657	94,751	89,299	83,085	83,085	91,663	88,877	84,466	83,629	83,190	82,743	79,219	72,803	75,452	78,969	83,561	87,007	87,417	87,417	87,417	87,417	87,417	87,417	87,417	87,417	87,417	87,417	87,417
就職件数	▲ 6.8	▲ 5.2	▲ 5.5	▲ 6.8	▲ 6.8	▲ 3.6	▲ 9.9	▲ 11.7	1.7	1.7	▲ 8.2	▲ 11.2	▲ 2.7	▲ 5.4	▲ 10.7	▲ 5.7	▲ 3.8	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.9
雇用保険適用事業所数	292,572	277,276	262,082	244,232	244,232	21,776	20,115	18,649	19,901	19,887	19,806	17,199	14,253	21,924	20,872	22,095	26,712	21,576	21,576	21,576	21,576	21,576	21,576	21,576	21,576	21,576	21,576	21,576
雇用保険被保険者数	1.7	2.1	1.8	2.4	2.4	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.7	2.9	3.0	3.4	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
資格取得者数	347,569	354,293	356,273	376,989	376,989	47,366	34,988	26,722	25,136	23,739	26,563	25,839	23,521	27,523	31,184	36,667	50,458	58,582	58,582	58,582	58,582	58,582	58,582	58,582	58,582	58,582	58,582	58,582
資格喪失者数	0.8	2.3	0.4	▲ 0.8	▲ 0.8	2.6	2.1	▲ 4.0	2.3	▲ 0.7	0.8	2.4	▲ 3.6	2.7	0.3	0.5	4.4	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	
受給者実人員(一般)	▲ 10.3	▲ 8.3	▲ 4.8	▲ 7.5	▲ 7.5	▲ 5.0	▲ 7.2	▲ 10.7	▲ 4.0	▲ 7.7	▲ 7.8	▲ 8.0	▲ 10.9	▲ 6.7	▲ 8.2	▲ 7.0	▲ 8.5	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.7
完全失業率 全国	3.9	3.5	3.3	3.0	3.0	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
九州ブロック(福岡県)	-	-	-	-	-	3.6(3.5)	3.4(3.7)	3.4(3.7)	3.4(3.7)	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)	3.0(3.4)

(注)1. は、前年同月比。  
2. 求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値(平成29年2月改訂)。完全失業率(全国)は季節別公表翌月に記載。  
3. 一般職業紹介の指標については新規卒を除き、パートタイムを含む。  
4. 年度計の有効求人人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。  
5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

## ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組を拡充します

ハローワークでは、これまでも主要業務についてP D C Aサイクルによる目標管理を行い、業務改善を進め、マッチング機能の強化を図ってきたところですが、平成29年度においても、引き続き次の取組を実施します。

- ① 主要業務及び重点的に取り組む分野について、P D C Aサイクルによる目標管理と業務改善の推進
- ② マッチング機能に関する業務の総合的評価及び実績・分析結果の公表
- ③ 全国的な業務改善に向けた好事例の導入や経験交流会などの取組の強化

福岡労働局及び各ハローワークでは、業務の目標達成に向けて取り組むとともに、中長期的な業務の質の向上や継続的な業務改善を図るほか、成果や評価結果、業務改善の状況等について利用者にわかりやすく公表することにより、ハローワークに対する信頼感の向上を図ることとしています。

### マッチング機能に関する業務の総合評価・業務改善の流れ

#### 1 ハローワークごとに主要指標と特に重点的に取り組む分野の目標値を設定

- 全ハローワークにおいて、主要指標（「就職件数」、「求人充足件数」、「雇用保険受給者の早期再就職件数」）の目標値を設定
- ハローワークごとに、特に重点的に取り組む分野（例えば「障害者の就職件数」、「正社員求人数」、「生活保護受給者の就職件数」など）を選択して目標値を設定



#### 2 実施状況の公表及び進捗管理

- ハローワークごとに、主要指標の実績を毎月公表
- ハローワークごとに、上半期終了時点における「主要指標の目標達成状況」及び「進捗状況の分析」を行い、次期取組に反映



#### 3 総合評価の実施と総合評価結果の公表

- ハローワークごとに「マッチング業務の成果」、「総合評価の結果」、「各種取組の結果・業務改善の実施状況」等をまとめ、公表（平成30年6月予定）



#### 4 業務改善の取組

- 業務の改善が必要と認められるハローワークは、業務改善計画を策定
- 厚生労働省・労働局による業務改善に向けた重点指導を実施

平成29年度におけるハローワークごとの目標値（及び実績）については、別添のとおりです。

## 平成29年度 ハローワークのマッチング機能に関する主要指標に係る目標と実績

項 目	1-① 就職件数(常用)※1			1-② 充足件数 (常用、受理地ベース)※2			1-③ 雇用保険受給者の 早期再就職件数※3		
	目標件数	5月実績	累 計	目標件数	5月実績	累 計	目標件数	4月実績	累 計
福岡労働局	71,500	6,541	13,120	73,800	6,717	13,587	23,800	2,034	2,034
福岡中央所	10,879	953	1,978	18,636	1,657	3,436	4,555	411	411
飯塚所	3,349	315	623	3,149	321	618	904	67	67
大牟田所	4,188	354	747	3,758	312	668	940	103	103
八幡所	6,959	720	1,398	7,075	629	1,265	2,389	185	185
久留米所	7,721	622	1,336	7,356	628	1,293	2,131	208	208
小倉所	7,590	701	1,361	8,431	793	1,521	2,230	167	167
直方所	2,328	215	421	1,932	189	366	476	58	58
田川所	2,435	248	483	1,938	202	413	588	31	31
行橋所	2,835	253	525	2,506	244	496	881	75	75
福岡東所	6,771	627	1,266	6,295	603	1,192	2,846	246	246
八女所	2,728	252	467	2,550	221	439	690	58	58
朝倉所	1,571	155	286	1,448	138	253	420	39	39
福岡南所	7,104	657	1,271	6,005	529	1,105	3,334	279	279
福岡西所	5,042	469	958	2,721	251	522	1,416	107	107

※1 就職件数(常用)は、ハローワークの紹介により常用就職した件数

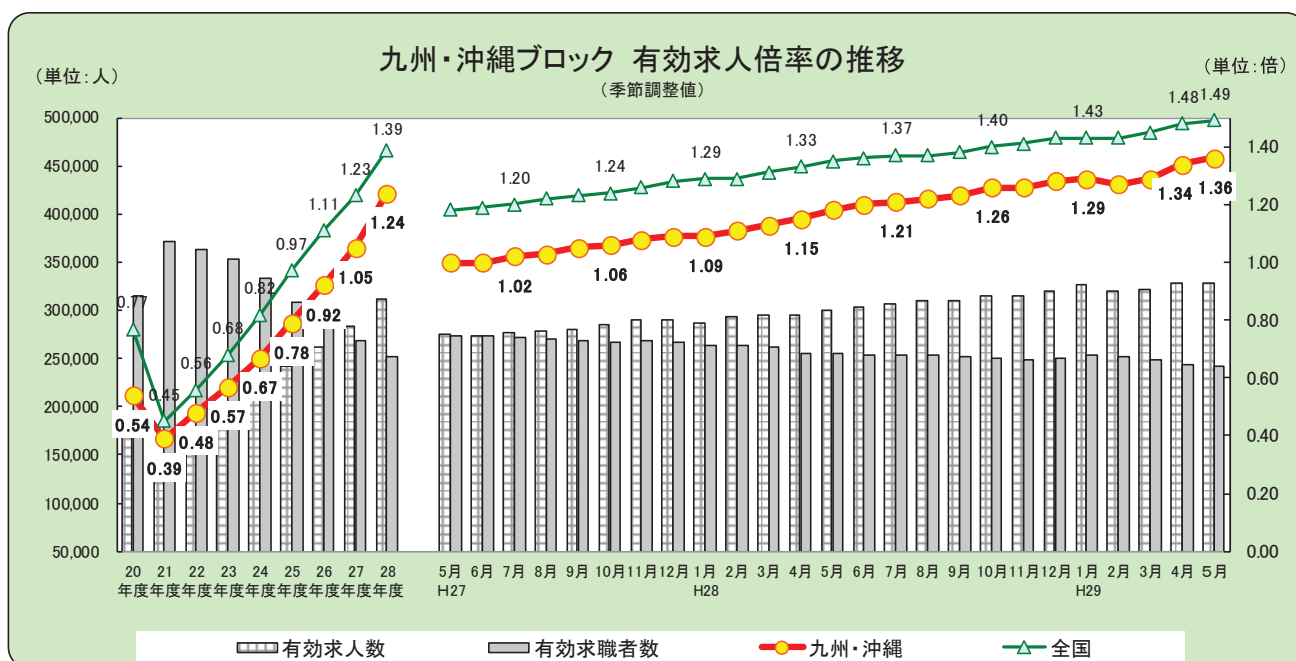
※2 充足件数は、各ハローワークで受理した常用求人の内、充足した件数

※3 雇用保険受給者の早期再就職件数は、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して再就職した件数  
(当該件数の実績はデータ集計の都合上、就職件数・充足件数に比べて1か月遅れとなる)

## 九州・沖縄地域の雇用失業情勢

(平成 29 年 5 月分)

- 有効求人倍率（季節調整値）は1.36倍となり、前月を0.02ポイント上回った。
  - ・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ0.3%増と3か月連続で増加した。
  - ・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.8%減と4か月連続で減少した。
- 新規求人倍率（季節調整値）は1.99倍となり、前月を0.02ポイント上回った。
  - ・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ5.8%減と3か月ぶりに減少した。
  - ・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ6.7%減と2か月ぶりに減少した。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ7.7%増加した。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ4.3%減少した。



### ■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	1.34	1.36										
平成28年度	1.15	1.18	1.20	1.21	1.22	1.23	1.26	1.26	1.28	1.29	1.27	1.29
平成27年度	0.99	1.00	1.00	1.02	1.03	1.05	1.06	1.08	1.09	1.09	1.11	1.13

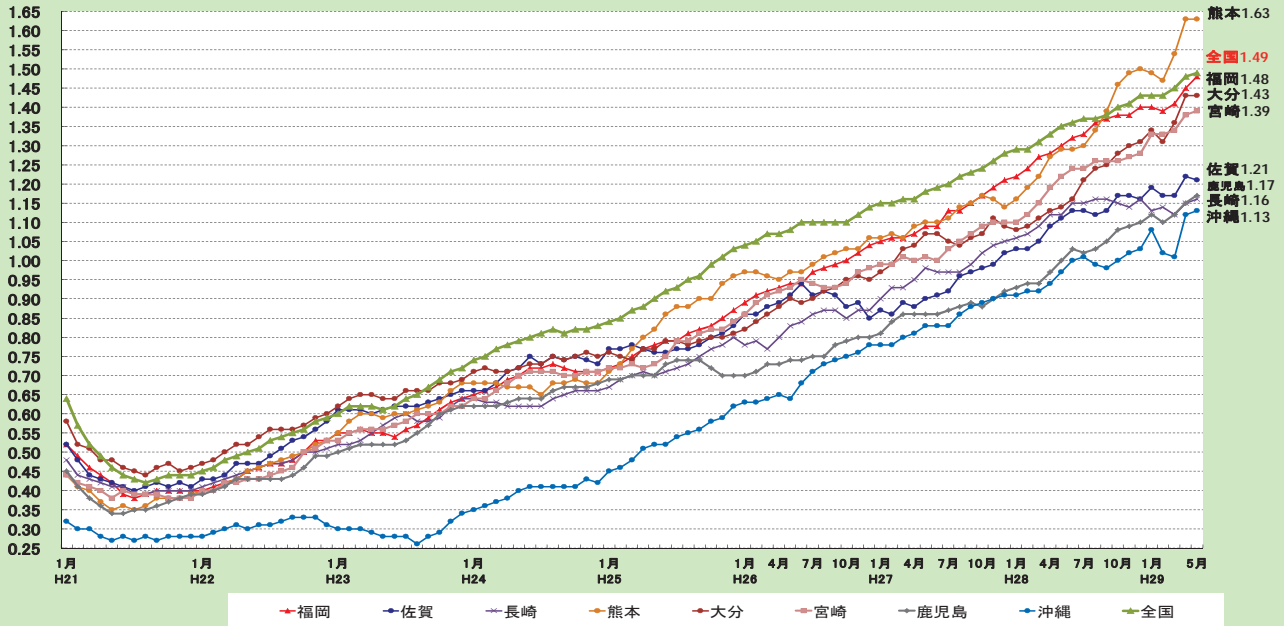
有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	327,861	328,901										
平成28年度	295,751	299,490	303,516	306,055	310,190	310,516	314,111	314,841	319,674	326,239	320,526	321,858
平成27年度	272,388	274,443	273,888	277,303	278,363	280,857	284,226	289,328	290,775	287,507	292,822	295,311

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	244,184	242,131										
平成28年度	256,213	254,660	253,361	253,707	253,503	251,883	250,240	249,015	250,099	253,233	252,086	249,557
平成27年度	276,094	274,000	273,094	272,033	270,534	268,262	267,671	268,177	267,318	262,865	264,027	261,659

※数値は季節調整値。H28.12以前の数値は、新季節調整指数により改訂。

## 九州・沖縄八県の有効求人倍率の推移 (季節調整値)

(単位:倍)

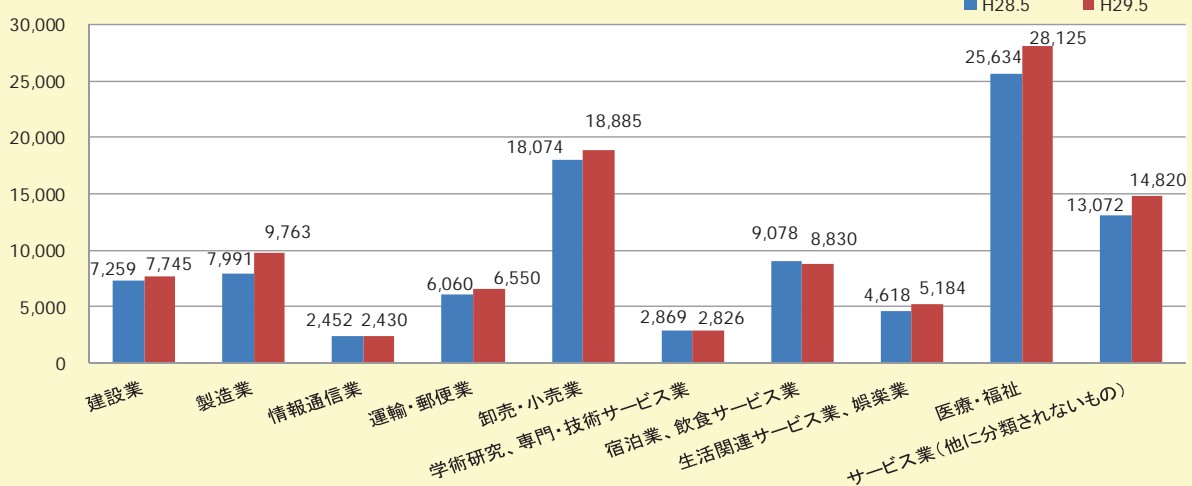


	H28 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29 1月	2月	3月	4月	5月	前月差
全国	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	<b>1.49</b>	<b>0.01</b>
九州・沖縄	1.18	1.20	1.21	1.22	1.23	1.26	1.26	1.28	1.29	1.27	1.29	1.34	<b>1.36</b>	<b>0.02</b>
福岡	1.30	1.32	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.40	1.40	1.39	1.41	1.45	<b>1.48</b>	<b>0.03</b>
佐賀	1.11	1.13	1.13	1.12	1.13	1.17	1.17	1.16	1.19	1.17	1.17	1.22	<b>1.21</b>	<b>▲ 0.01</b>
長崎	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.15	1.14	1.16	1.13	1.14	1.12	1.15	<b>1.16</b>	<b>0.01</b>
熊本	1.29	1.29	1.30	1.34	1.39	1.46	1.49	1.50	1.49	1.47	1.54	1.63	<b>1.63</b>	<b>0.00</b>
大分	1.14	1.16	1.21	1.24	1.25	1.28	1.30	1.31	1.34	1.31	1.36	1.43	<b>1.43</b>	<b>0.00</b>
宮崎	1.22	1.24	1.24	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.33	1.33	1.34	1.38	<b>1.39</b>	<b>0.01</b>
鹿児島	1.00	1.03	1.02	1.03	1.05	1.08	1.09	1.10	1.12	1.10	1.12	1.15	<b>1.17</b>	<b>0.02</b>
沖縄	0.97	1.00	1.01	0.99	0.98	1.00	1.02	1.03	1.08	1.02	1.01	1.12	<b>1.13</b>	<b>0.01</b>

### 産業別新規求人数の対前年同月比 (九州・沖縄計)

建設業	( 6.7 %)	製造業	( 22.2 %)
情報通信業	( ▲ 0.9 %)	運輸・郵便業	( 8.1 %)
卸売・小売業	( 4.5 %)	金融・保険業	( ▲ 2.7 %)
不動産業	( 3.3 %)	学術研究、専門・技術サービス業	( ▲ 1.5 %)
宿泊業、飲食サービス業	( ▲ 2.7 %)	生活関連サービス業、娯楽業	( 12.3 %)
医療・福祉	( 9.7 %)	サービス業(他に分類されないもの)	( 13.4 %)

### 主要産業別新規求人数(九州・沖縄)



## 九州・沖縄八県労働市場主要指標

平成29年5月

項目	単位	九州・沖縄八県								合計	
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
1 新規求職者数 季節調整値	人	21,576 ▲ 0.9	4,035 ▲ 0.1	6,626 1.1	6,566 ▲ 20.1	5,202 ▲ 5.9	5,385 ▲ 6.0	8,718 ▲ 2.9	6,030 ▲ 2.4	64,138 ▲ 4.3	
		19,189 ▲ 6.9	3,685 ▲ 3.5	5,982 ▲ 8.4	5,740 ▲ 5.6	4,733 ▲ 7.1	4,796 ▲ 5.5	7,568 ▲ 9.0	5,694 ▲ 4.7	57,387 ▲ 6.7	
2 新規求人数 季節調整値	人	40,217 8.4	5,987 2.5	10,005 3.8	14,212 4.7	9,123 7.9	9,523 5.6	14,164 13.6	9,408 10.6	112,639 7.7	
		41,667 0.7	6,160 ▲ 14.4	10,212 2.0	13,587 ▲ 14.6	9,001 ▲ 15.1	10,061 ▲ 1.4	13,642 ▲ 8.1	9,877 ▲ 10.8	114,207 ▲ 5.8	
3 有効求職者数 季節調整値	人	87,417 ▲ 4.6	16,567 ▲ 1.2	26,057 ▲ 0.6	28,831 ▲ 6.1	20,640 ▲ 7.5	21,312 ▲ 3.9	35,620 ▲ 3.4	26,868 ▲ 6.0	263,312 ▲ 4.4	
		80,140 ▲ 0.5	15,203 ▲ 0.0	23,753 ▲ 1.2	26,296 ▲ 1.2	18,979 ▲ 0.7	19,715 ▲ 1.9	32,836 ▲ 0.3	25,209 ▲ 1.9	242,131 ▲ 0.8	
4 有効求人数 季節調整値	人	115,564 8.9	18,147 8.8	27,711 2.8	42,079 20.0	26,976 16.5	26,838 10.3	39,091 15.0	28,706 12.1	325,112 11.4	
		118,588 1.8	18,421 ▲ 0.9	27,546 ▲ 0.7	42,755 ▲ 1.6	27,185 ▲ 0.3	27,450 ▲ 1.0	38,475 1.6	28,481 ▲ 0.8	328,901 0.3	
5 就職者数	人	7,097 ▲ 1.8	1,738 5.4	2,758 0.2	2,771 6.0	2,355 ▲ 3.0	2,504 ▲ 1.1	3,809 ▲ 4.0	2,317 ▲ 4.6	25,349 ▲ 1.0	
6 紹介件数	件	26,791 ▲ 12.0	4,933 ▲ 3.1	8,795 3.3	7,075 ▲ 15.9	6,315 ▲ 14.3	7,332 ▲ 8.5	9,972 ▲ 9.1	7,090 ▲ 6.2	78,303 ▲ 9.3	
7 新規求人倍率 季節調整値	倍	1.86 0.16	1.48 0.04	1.51 0.04	2.16 0.51	1.75 0.22	1.77 0.20	1.62 0.23	1.56 0.18	1.76 0.20	
		2.17 0.16	1.67 ▲ 0.22	1.71 0.18	2.37 ▲ 0.25	1.90 ▲ 0.18	2.10 0.09	1.80 0.01	1.73 ▲ 0.12	1.99 0.02	
8 有効求人倍率 季節調整値	倍	1.32 0.16	1.10 0.11	1.06 0.03	1.46 0.32	1.31 0.27	1.26 0.16	1.10 0.18	1.07 0.17	1.23 0.17	
		1.48 0.03	1.21 ▲ 0.01	1.16 0.01	1.63 0.00	1.43 0.00	1.39 0.01	1.17 0.02	1.13 0.01	1.36 0.02	
9 雇用保険 被保険者数	千人	1,681 3.7	235 1.7	366 2.5	476 3.3	333 3.1	294 2.8	453 2.3	407 4.1	4,245 3.2	
10 雇用保険 受給者実人員	人	19,399 ▲ 3.7	3,145 ▲ 4.4	5,198 5.4	8,237 ▲ 11.9	4,803 ▲ 10.2	4,395 ▲ 5.5	6,393 ▲ 1.4	4,887 1.8	56,457 ▲ 4.3	

(注) 1 ～ 8は新規卒のぞき、パートタイムを含む。

2 9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分(高齢、特例を除き、短時間を含む)。

3 各県の左側は実数。右側は前年比(%・ポ)、ただし季節調整値は前月比(%・ポ)。



厚生労働省

福岡労働局

Press Release

平成 29 年 6 月 30 日(金)発表

照  
会  
先

職業安定部職業安定課  
課長 大野 彰久  
地方労働市場情報官 宮原 昌俊  
電話 092 - 434 - 9801 (ダイヤルイン)

## 九州・沖縄ブロック内雇用情勢報告

(平成29年1～3月四半期分)

厚生労働省では、全国を9つのブロックに分け、それぞれのブロックごとの雇用情勢をまとめた「ブロック別雇用情勢報告（平成29年1～3月四半期分）」を作成し、平成29年6月9日に公表しました。これは、同日に開催した第5回主要労働局長会議の結果をとりまとめたものです。

福岡労働局においては、九州・沖縄ブロック各労働局（福岡局、佐賀局、長崎局、熊本局、大分局、宮崎局、鹿児島局、沖縄局）における雇用情勢（平成29年1～3月四半期分）を取りまとめましたので、公表します。



## 九州・沖縄ブロックの雇用動向

### 【平成29年1－3月期の雇用情勢判断】

「雇用情勢は、引き続き改善している」 （判断維持）

	平成29年1－3月期						
	就業地別 有効求人倍率  【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	受理地別 有効求人倍率  【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	新規求人数 増減率  【季調値】 (対前期比) (単位:%)	新規求職者数 増減率  【季調値】 (対前期比) (単位:%)	正社員 有効求人倍率  【原数値】 (対前年同期差) (単位:倍、ポイント)	雇用保険 被保険者数 増減率  【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)	雇用保険 受給者実人員 数 増減率  【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)
九州・ 沖縄 ブロック	1.33 (0.02)	1.28 (0.01)	▲1.9	0.2	0.82 (0.13)	2.1	▲6.4
福岡県	1.32 (0.01)	1.40 (0.01)	▲4.1	▲1.4	0.93 (0.14)	2.5	▲7.3
佐賀県	1.38 (0.02)	1.18 (0.01)	▲2.1	1.7	0.73 (0.10)	1.3	▲14.1
長崎県	1.22 (▲0.02)	1.13 (▲0.02)	▲4.3	▲1.6	0.79 (0.08)	1.8	▲6.0
熊本県	1.64 (0.02)	1.50 (0.02)	0.1	1.9	0.97 (0.23)	1.4	3.8
大分県	1.42 (0.04)	1.34 (0.05)	0.7	▲1.4	0.98 (0.19)	1.7	▲5.9
宮崎県	1.46 (0.07)	1.34 (0.07)	▲1.4	▲0.9	0.80 (0.12)	1.8	▲7.6
鹿児島県	1.18 (0.02)	1.11 (0.02)	0.2	0.5	0.77 (0.14)	1.3	▲10.4
沖縄県	1.13 (0.02)	1.04 (0.02)	0.5	6.1	0.42 (0.07)	3.8	▲6.4

※ 雇用保険被保険者数については、一般、高年齢、特例被保険者の合計値。雇用保険受給者実人員については、一般被保険者の数値である。

## 雇用動向におけるトピック

### ➤ 求人・求職等の動向

- 有効求人倍率(季節調整値)は1.28倍で前期と比べて0.01ポイント上昇。新規求人数(同)は前期比1.9%減少、新規求職申込件数(同)は前期比0.2%増加。
- 雇用保険被保険者数(月末被保険者数)の平均値は417万8千人と前年同期比2.1%増加。一方、雇用保険受給者実人員の平均値は5万1千人と前年同期比6.4%減少。
- 3月の沖縄県の有効求人倍率(季節調整値)は1.01倍で6か月連続で1倍を上回った。

### ➤ 産業別新規求人等の動向

- 新規求人数(原数値)は、最大の医療・福祉(求人全体の25.9%)が高齢化を背景に前年同期比7.6%増加、これに次ぐ卸売・小売業(求人全体の16.0%)がコンビニ・ドラッグストアの新店効果から同3.9%増加。製造業は主力の食料品製造業が堅調なうえ、自動車関連及び半導体関連も回復基調にあり同15.8%増加。建設業も住宅建設や復興需要から同25.9%増加となっており、業種を問わず改善基調にある。
- 一方、新規求職者数(原数値)は、若年層を中心に前年同月期比3.9%減少。

## 企業の生の声

### 【女性の活躍促進について】

- 子どもがいる女性社員も多いため、子育て中の社員に何が必要か、どうしたら育児休業後スムーズに職場復帰できるかなど会社として常に考えている。(食品製造業)(福岡局)
- 女性活躍推進のためには、特に男性中間管理職の意識改革が必要と痛感している。(金融業)(長崎局)
- 小売業(スーパー)では、女性パートが多く、正社員への転換を希望しない状況があるため、管理職登用のネックになっている。(卸・小売業)(宮崎局)
- 女性の活躍推進のため、労働時間等に対する取組を行い、職場環境の改善にもつなげている。(卸・小売業)(鹿児島局)
- 女性活躍について、トップの積極的な姿勢が明確になったことで、目標達成のための取組を行いやすくなった。(宿泊・サービス業)(鹿児島局)
- 企業単位で女性限定のバスの運転体験会を実施。開催に当たっては子供の同伴も歓迎する旨の周知も実施。(運輸業)(大分局)
- 女子学生の応募を増やすため、人事採用担当に女性を入れ、対外的に広報したところ、単独会社説明会への参加者が1~2割アップした。(建設業)(佐賀局)

## 学卒窓口の声

- どのような求職者が就職に結びつきやすいと感じているか。
  - ・コミュニケーション能力が高い者。(全労働局)
  - ・自己理解ができており、将来ビジョンが明確である者。(全労働局)
  - ・関心がある業界や企業、職種の情報収集を行い、企業研究・分析ができている者。(全労働局)
- 求職者の重視している要素はどのようなものがあるか。
  - ・労働条件(勤務時間、残業時間、休日、賃金等)。(全労働局)
  - ・勤務地、通勤時間、県外等への転勤の有無。(福岡局、宮崎局、鹿児島局、沖縄局)
- 最近の求職者の特徴的な動きはないか。
  - ・業種や職種でなく、労働条件を重視する者が多い。(全労働局)
  - ・コミュニケーション能力に不安を抱える者が多い。(全労働局)
  - ・親や先生、ネットなどの情報に影響を受ける者が多い。(全労働局)
  - ・震災後、地元志向の者が増えている。(長崎局、熊本局)



報道関係者 各位

平成 29 年 6 月 30 日

【照会先】

福岡労働局雇用環境・均等部

指導課長 前原 智 幸

指導課長補佐 河 嶋 小百合

労働紛争調整官 長 友 信 二

(電話) 092-411-4764

## 総合労働相談件数は 11 年連続で 4 万件超

### 内容は「いじめ・嫌がらせ」の相談が 4 年連続トップに！

－ 平成 28 年度個別労働紛争解決制度の施行状況 －

福岡労働局（局長 辻田 博）は、このたび、平成 28 年度の個別労働紛争解決制度※の施行状況（別添 1）をとりまとめましたので、公表します。また、平成 29 年 7 月 3 日から 12 月 28 日まで、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。（別添 3）

#### 【ポイント】

#### 1 総合労働相談件数は増加、助言・指導申出件数は減少、あっせん申請件数は前年度と比べ増加

・総合労働相談件数 49,443 件（前年度比 14.7%増）

総合労働相談件数は平成 18 年度以降 11 年連続で 4 万件を超えて推移

→うち民事上の個別労働紛争相談件数 7,044 件（同 7.8%増）

・助言・指導申出件数 118 件（同 45.6%減）

・あっせん申請件数 116 件（同 90.2%増）

#### 2 民事上の個別労働紛争の相談内容は 4 年連続「いじめ・嫌がらせ」がトップ

「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数は 1,945 件（前年 1,640 件）で 4 年連続トップ

助言・指導の申出も、いじめ・嫌がらせに関するものが 21 件（前年 25 件）でトップ

あっせん申請では、解雇に関するものが 31 件（前年 16 件）でトップ

#### 3 ハラスメント対応特別相談窓口の開設

<日時>平成 29 年 7 月 3 日(月)～12 月 28 日(木) 9:00～17:00

<場所>福岡労働局雇用環境・均等部指導課

<内容>妊娠・出産、育児休業・介護休業等に係る不利益取扱いやハラスメントに係る相談、職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに係る相談

※個別労働紛争解決制度とは、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境をめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、具体的には以下のことを行っています。

(1) 総合労働相談

県内 13 ヶ所の「総合労働相談コーナー」(別添 2)において、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、いじめなど、あらゆる労働問題について、ワンストップで相談に対応しています。

(2) **労働局長による助言・指導**

個別労働関係紛争に関し、当事者からその解決につき援助を求められた場合に、法令や判例をもとに助言や指導を行っています。

(3) **紛争調整委員会によるあっせん**

中立的な第三者である紛争調整委員が、紛争当事者双方の主張を聞き、話し合いを促進し、解決を促しています。双方から求められた場合は、あっせん案を提示しています。

**【添付資料】**

- ・別添 1 「平成 28 年度の個別労働紛争解決制度の施行状況」
- ・別添 2 「福岡労働局 相談コーナー」
- ・参考 1 「都道府県別の運用状況」
- ・参考 2 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要」
- ・別添 3 「ハラスメント対応特別相談窓口の広報用チラシ」

# 1 総合労働相談の状況

## (1) 相談件数の動向

平成 28 年度に福岡県内の「総合労働相談コーナー」に寄せられた相談の件数は、前年度より 6,336 件増加し、49,443 件（前年度比 14.7%増）で、11 年連続で 4 万件を超えている。【第 1 図】

（全国においても、相談件数は増加して 1,130,741 件（前年度比 9.3%増）となり、9 年連続 100 万件を超え高止まりしている。）

第 1 図 総合労働相談件数の推移



## (2) 民事上の個別労働関係紛争に関する相談の動向

### 【相談件数】

「総合労働相談コーナー」に寄せられた相談のうち、労働基準法等の違反を伴わない民事上の個別労働関係紛争に関する相談件数は、福岡では前年度より 510 件多い 7,044 件（前年度比 7.8%増）であった。【第 2 図】

（全国においても、255,460 件（前年度比 4.2%増）と、前年度より増加した。）

第 2 図 民事上の個別労働関係紛争に関する相談の推移



### 【相談内容の内訳等】

民事上の個別労働紛争相談の相談内容内訳としては、福岡では「その他の労働条件」を除いてみた場合、「いじめ・嫌がらせ」が1,945件（21.4%）と4年連続でトップ、次いで「解雇」1,204件（13.3%）、「自己都合退職」971件（10.7%）、「労働条件の引下げ」582件（6.4%）の順に多くなっている。【第1表、第3図】

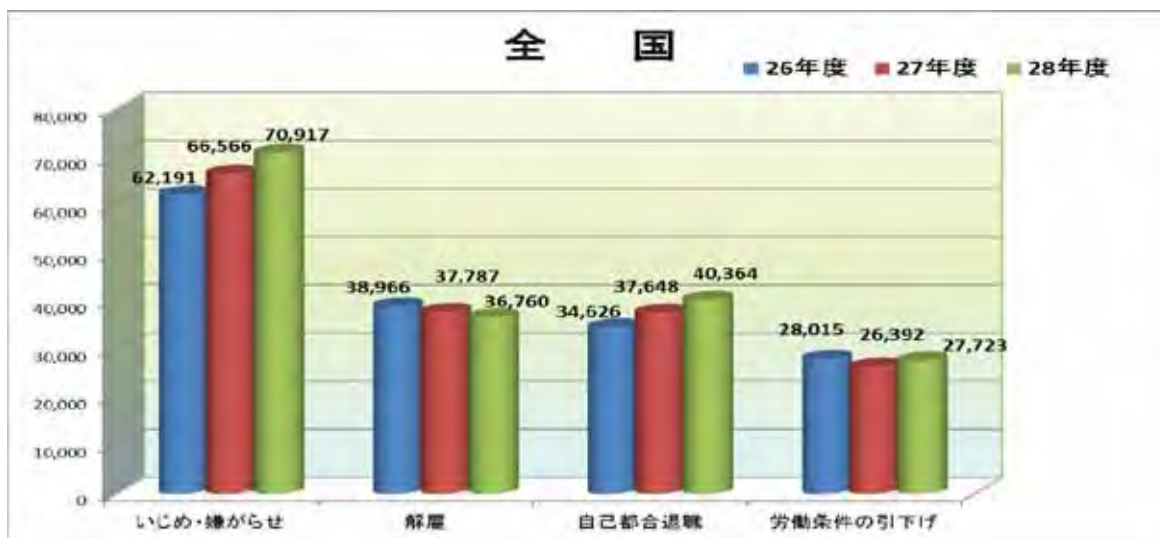
（全国においては、5年連続で、「いじめ・嫌がらせ」（70,917件 22.8%）に関する相談がトップ。）

第1表 民事上の個別労働関係紛争の内訳（平成28年度）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定取消	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	雇用管理等	募集・採用	その他	内訳延べ合計件数
福岡	1,204	321	415	69	971	236	582	2,013	1,945	26	66	1,235	9,083
	13.3%	3.5%	4.6%	0.8%	10.7%	2.6%	6.4%	22.2%	21.4%	0.3%	0.7%	13.6%	100.0%
全国	36,760	12,472	21,901	1,961	40,364	9,244	27,723	39,096	70,917	6,314	3,162	40,606	310,520
	11.8%	4.0%	7.1%	0.6%	13.0%	3.0%	8.9%	12.6%	22.8%	2.0%	1.0%	13.1%	100.0%

\* 内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の内容を件数として計上している。

第3図 最近3年間の主な紛争の動向



- 相談者の種別をみると、労働者（求職者を含む）が5,850件（83.0%）と大半を占め、事業主からの相談は602件（8.5%）であった。**【第2表】**  
 （全国においても、相談者は、労働者（求職者を含む）が210,845件（82.5%）と大半を占めており、事業主からの相談は25,500件（10%）であった。）

**第2表 相談者の種別**

	労働者 (求職者)	事業主	その他	合計
福岡	5,850	602	592	7,044
	83.0%	8.5%	8.4%	100.0%
全国	210,845	25,500	19,115	255,460
	82.5%	10.0%	7.5%	100.0%

※ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

- 紛争の当事者である労働者の就労形態は、『正社員』3,142件（44.6%）、『パート・アルバイト』1,036件（14.7%）、『期間契約社員』797件（11.3%）、『派遣労働者』339件（4.8%）となっている。**【第3表】**  
 （全国においては、『正社員』が96,120件（37.6%）、『パート・アルバイト』が37,269件（14.6%）、『期間契約社員』が28,814件（11.3%）、『派遣労働者』が12,239件（4.8%）となっている。）

**第3表 紛争の当事者である労働者の就労形態（相談）**

	正社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	期間契約 社員	その他・ 不明	合計
福岡	3,142	1,036	339	797	1,730	7,044
	44.6%	14.7%	4.8%	11.3%	24.6%	100.0%
全国	96,120	37,269	12,239	28,814	81,018	255,460
	37.6%	14.6%	4.8%	11.3%	31.7%	100.0%

## 2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会におけるあっせんの状況

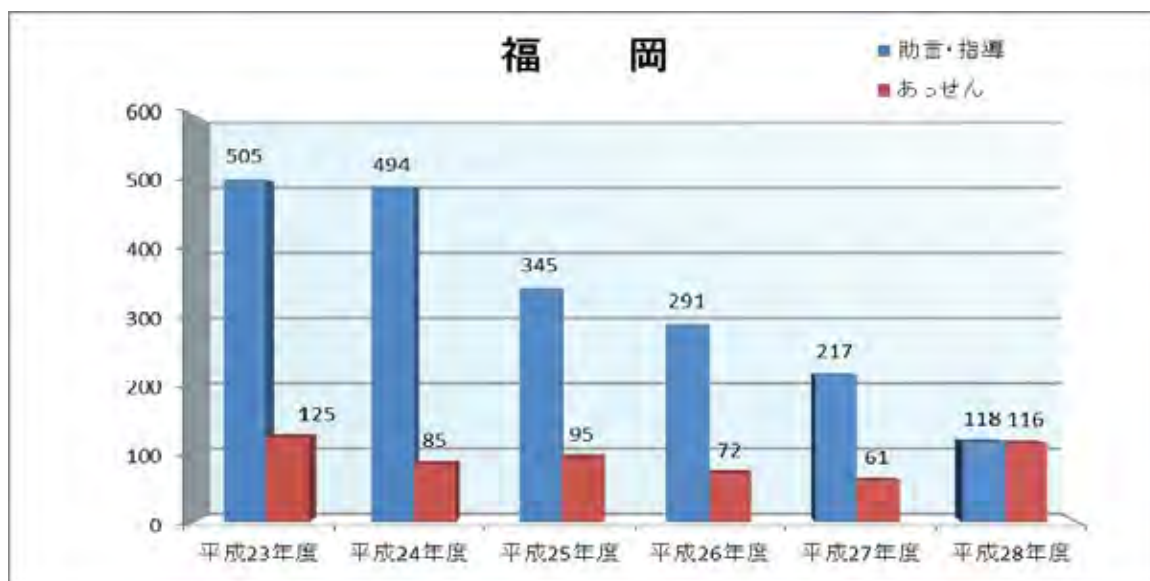
### 【助言・指導の申出件数】

- 福岡労働局長による助言・指導申出件数は、118件（前年度比45.6%減）となった。  
 （全国の助言・指導申出件数は、8,976件（前年度比0.6%増）であった。）**【第4図】**

### 【あっせん申請件数】

- あっせん申請件数は、116件（前年度比90.2%増）となった。  
 （全国のあっせん申請件数も、5,123件（前年度比7.3%増）であった。）**【第4図】**

第4図 助言・指導の申出件数、あっせん申請件数



【助言・指導申出の内訳等】

○ 助言・指導申出の内訳をみると、「いじめ・嫌がらせ」が21件（17.8%）と最も多く、次いで「自己都合退職」が13件（11.0%）、「解雇」が9件（7.6%）が続いた。**【第4表】**

（全国においては、「いじめ・嫌がらせ」が2,206件（22.3%）と最も多く、次いで「解雇」が1,022件（10.3%）であった。）

第4表 助言・指導の申出の内訳

	解雇	雇止め	退職勧奨	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	募集・採用	懲戒処分	人事評価	その他	合計
福岡	9	5	5	13	7	5	20	21	3	4	1	25	118
	7.6%	4.2%	4.2%	11.0%	5.9%	4.2%	16.9%	17.8%	2.5%	3.4%	0.8%	21.2%	100.0%
全国	1,022	564	614	948	427	877	1,659	2,206	105	362	85	1,023	9,892
	10.3%	5.7%	6.2%	9.6%	4.3%	8.9%	16.8%	22.3%	1.1%	3.7%	0.9%	10.3%	100.0%

※ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。



合計件数は、1 件の助言・指導の申出で複数の内容にまたがる助言・指導の申出が行われた場合には、複数の申出内容を件数として計上している。

- 申出人の種別は、労働者が 116 件 (98.3%) と大半を占め、事業主は 2 件 (1.7%) であった。【第 5 表】  
 (全国においても、申出人は労働者が 8,930 件 (99.5%) と大半を占め、事業主は 46 件 (0.5%) であった。)

第 5 表 申出人の種別 (助言・指導)

	労働者	事業主	合計
福 岡	116	2	118
	98.3%	1.7%	100.0%
全 国	8,930	46	8,976
	99.5%	0.5%	100.0%

- 紛争の当事者である労働者の就労形態は、『正社員』74 件 (62.7%)、『パート・アルバイト』16 件 (13.6%)、『期間契約社員』18 件 (15.3%)、『その他』10 件 (8.5%) であった。【第 6 表】  
 (全国においては、『正社員』が 4,420 件 (49.2%)、『パート・アルバイト』が 1,831 件 (20.4%)、『期間契約社員』が 1,641 件 (18.3%)、『派遣労働者』が 605 件 (6.7%) であった。)

第 6 表 紛争の当事者である労働者の就労形態 (助言・指導)

	正社員	パート・アルバイト	派遣労働者	期間契約社員	その他・不明	合計
福 岡	74	16	0	18	10	118
	62.7%	13.6%	0.0%	15.3%	8.5%	100.0%
全 国	4,420	1,831	605	1,641	479	8,976
	49.2%	20.4%	6.7%	18.3%	5.3%	100.0%

【あっせん申請内容の内訳等】

- あっせん申請内容の内訳は、「解雇」が 31 件 (26.7%) と最も多く、「いじめ・嫌がらせ」が 28 件 (24.1%) と続いている。【第 7 表】  
 (全国では、「いじめ・嫌がらせ」が 1,643 件 (29.0%) と最も多く、「解雇」が 1,242 件 (21.9%) であった。)

第 7 表 あっせん申請内容の内訳

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定取消	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	雇用管理等	その他	内訳延べ合計件数
福 岡	31	20	4	2	1	3	6	7	28	1	13	116
	26.7%	17.2%	3.4%	1.7%	0.9%	2.6%	5.2%	6.0%	24.1%	0.9%	11.2%	100.0%
全 国	1,242	472	374	120	215	130	445	679	1,643	72	271	5,663
	21.9%	8.3%	6.6%	2.1%	3.8%	2.3%	7.9%	12.0%	29.0%	1.3%	4.8%	100.0%

※ 四捨五入による端数処理の関係で合計が 100%にならないことがある。  
 内訳延べ合計件数は、1 件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、複数

の申請内容を件数として計上している。

- 申請人の種別は、労働者が112件(96.6%)で、事業主からの申請が4件(3.4%)であった。【第8表】  
(全国においては、労働者が5,034件(98.3%)と大半を占め、事業主は80件(1.6%)、労使双方からの申請は9件(0.2%)であった。)

第8表 申請人の種別（あっせん申請）

	労働者	事業主	労使双方	合計
福岡	112	4	0	116
	96.6%	3.4%	0.0%	100.0%
全国	5,034	80	9	5,123
	98.3%	1.6%	0.2%	100.0%

- 紛争の当事者である労働者の就労形態は、『正社員』43件(37.1%)、『期間契約社員』29件(25.0%)、『パート・アルバイト』22件(19.0%)、『派遣労働者』14件(12.1%)であった。【第9表】  
(全国においては、『正社員』が2,461件(48.0%)、『期間契約社員』が1,032件(20.1%)、『パート・アルバイト』が1,022件(19.6%)、『派遣労働者』が359件(7.0%)であった。)

第9表 紛争の当事者である就労形態（あっせん申請）

	正社員	パート・アルバイト	派遣労働者	期間契約社員	その他・不明	合計
福岡	43	23	14	29	7	116
	37.1%	19.0%	12.1%	25.0%	6.9%	100.0%
全国	2,461	1,002	359	1,032	269	5,123
	48.0%	19.6%	7.0%	20.1%	5.3%	100.0%

※ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

### 【助言・指導の処理状況】

- 助言・指導の申出があったものの中で、平成28年度内に処理したものは118件で、このうち助言・指導を実施したものは116件(98.3%)、取下げは2件(1.7%)であった。また、この118件の処理については、1か月以内が117件(99.2%)、2ヶ月以内が1件(0.8%)となっている。【第10表】  
(全国においては、助言・指導の申出があったものの中で、平成28年度内に処理したものは8,912件であった。このうち、助言・指導を実施したものは8,539件(95.8%)。申出が取り下げられたものは270件(3.0%)、処理が打ち切られたもの86件(1.0%)であった。また、この8,912件のうち、1か月以内に処理したものは8,800件(98.7%)であった。)

第10表 助言・指導の処理状況

	①助言実施	②指導実施	③取下げ	④打ち切り	⑨その他	合計
福岡	116	0	2	0	0	118
全国	8,539	0	270	86	17	8,912

	10日以内	1か月以内	1か月超え	合計
福岡	117	0	1	118
	99.2%	0.0%	0.8%	100.0%
全国	-	8,800	112	8,912
	-	98.7%	1.3%	100.0%

【あっせんの処理状況】

- 平成28年度内に処理したあっせんは107件で、紛争当事者の双方があっせんに参加し、あっせんが開催されたものは68件（63.6%）であった。【第11表】（全国においては、平成28年度内に処理したあっせんは5,083件で、紛争当事者の双方があっせんに参加し、あっせんが開催されたものは2,886件（56.8%）であった。）

第11表 あっせん参加率の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福岡	39	54	32	37	68
	50.6%	56.3%	45.1%	58.7%	63.6%
全国	3,168	3,128	2,735	2,666	2,886
	52.3%	55.0%	54.2%	57.0%	56.8%

- 平成28年度内に処理したあっせん107件のうち、合意が成立したものは、49件（45.8%）であった。  
 合意が成立したものの以外では、申請人の都合により取り下げられたものが2件（1.9%）、あっせんが打ち切られたものが56件（52.4%）であった。  
 また、打ち切られたもののうち、紛争当事者の一方が不参加であったものは37件（34.6%）であった。【第12表】  
 （全国においては、平成28年度内に処理したあっせん5,083件のうち、合意が成立したものは、2,003件（39.4%）、申請人の都合により取り下げられたものは222件（4.4%）、あっせんが打ち切られたものは2,847件（56.0%）、打ち切られたもののうち、紛争当事者の一方が不参加であったものは1,878件（36.9%）であった。）

第12表 あっせん処理状況、合意率

	あっせん案 受諾等 合意成立	申請の 取下げ	打切り(不 参加)	打切り(不 参加以外)	その他	合計
福岡	49	2	37	19	0	107
	45.8%	1.9%	34.6%	17.8%	0.0%	100.0%
全国	2,003	222	1,878	969	11	5,083
	39.4%	4.4%	36.9%	19.1%	0.2%	100.0%

※ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福岡	22	29	18	21	49
	28.6%	30.2%	25.4%	33.3%	45.8%
全国	2,272	2,225	1,895	1,837	2,003
	37.5%	39.1%	37.6%	39.3%	39.4%

\*なお、あっせんが開催された場合の合意率は、72.1%(49/68)であった。

- 平成28年度内に処理した107件のうち、1か月以内に処理したものは33件(30.8%)、1か月を超え2か月以内に処理したものは49件(45.8%)であり、2か月以内に82件(76.6%)処理している。**【第13表】**  
 (全国においては、平成28年度内に処理した5,083件のうち、1か月以内に処理したものは2,210件(43.5%)、1か月を超えて2か月以内に処理したものは2,293件(45.1%)であり、2か月以内に4,503件(88.6%)処理している。)

第13表 2か月以内に処理したあっせん処理件数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福岡	65	74	65	54	82
	84.8%	77.1%	91.5%	85.7%	76.6%
全国	5,683	5,229	4,639	4,214	4,503
	93.8%	92.0%	92.0%	90.1%	88.6%

## 【助言・指導の事例】

### 事例1：いじめ・嫌がらせに関する事例

#### 申出の内容

申請人は、パート労働者として入社し受付業務を担当していた。入社後、副院長から人格を否定するような言葉の暴力を受けるようになった。その後、一旦、パワハラターゲットが他の労働者に移ったが、再び申出人がパワハラの対象となった。

申出人を常に威圧的な態度で監視しており、出勤と同時に「ワーツ」と言ってきたりする。院長に相談しても改善されないため、助言・指導を申し出たもの。

#### 助言・指導の内容

被申出人である院長に対し、労働契約法の労働者への安全配慮義務、使用者の不法行為責任が問われた判例等を説明し、今後のリスク防止のため、より良い職場構築について、話し合いの場を設けて被申出人の考えや方針を伝えるよう助言した。

その結果、申出人を含めた労働者全員と話し合いが行われ、一定の改善を見たもの。

### 事例2：解雇に関する事例

#### 申出の内容

申出人は、正社員として11年ほど勤務していたが、突然、会長より解雇通告を受けた。解雇に関して、その理由の説明は一切なかった。解雇に納得できないので解雇の撤回と謝罪を求めたいとして、助言・指導を申し出たもの。

#### 助言・指導の内容

被申出人に対し、申出人が申出ているように特段の理由のない解雇であれば、不当となる可能性が高い。労働法等について認識不足であったことが原因であるのであれば、早急に申出人と話し合ってみよう助言した。

その結果、被申出人が申出人に対し行った解雇は、不適切であったとして謝罪し、解決したもの。

### 事例3：自己都合退職に関する事例

#### 申出の内容

申出人は、正社員として入社したが、仕事が原因で適応障害の診断を受けた。このまま仕事を続けると病気がひどくなるため2週間前に退職届を出したが、被申出人から受け取りを拒否されたので、退職を認めてくれるよう助言・指導を申し出たもの。

#### 助言・指導の内容

被申出人の担当マネージャーに対し、申出人の退職に関し手続き上問題がないこと。申出人から被申出人に対し、適応障害の診断書が提出されていること等を踏まえて、退職について申出人の意向に十分配慮し解決を図るよう助言した。

その結果、被申出人は申出人の要望を再度確認のうえ、退職の手続きを行うこととしたもの。

## 事例4：配置転換に関する事例

### 申出の内容

申出人は、期間契約社員の事務職として入社した。入社後、5か月ほどして上司から呼ばれ、翌日から工場勤務を命じられた。足に難病を患っているため、工場勤務はできないことを伝えたが聞き入れてもらえず、やむなく工場勤務を始めた。しかし、日常生活に支障が出るようになったため、事務職に戻してくれるよう、再度上司と話し合いをしたが戻してもらえないとして、助言・指導を申し出たもの。

### 助言・指導の内容

被申出人に対し、労働契約法上、使用者には労働者への安全配慮義務が課されていることを教示し、申出人と話し合いを行うよう助言したところ、当事者で話し合いが行われ、申出人の希望通り事務職へ戻ることとなった。

## 【あっせんの事例】

### 事例1：いじめ・嫌がらせに関するあっせん

#### 申請の内容

申請人は、1～2か月の期間契約でコール業務等に従事していた。平成26年春頃から、社員や管理者の度重なるパワーハラスメントを受け、また執拗な監視をされた。会社に改善を要請したが、何の対策もなされず、会社は安全配慮を怠った。そのため、体調不良・精神疾患に至り、契約更新を断念せざるを得なくなった。よって、経済的・精神的損害に対する補償として、精神的苦痛に対する慰謝料を含む60万円と通院治療費5万円、合計65万円の支払いを求めたいとして、あっせんを申請した。

#### あっせんの内容

被申請人は、申請人が主張するパワーハラスメントについては、二度に渡り関係者、部署内全メンバーの調査、聞き取りを行い、行為者に対しては厳重注意等を行った。調査の結果、会社としては、業務上必要な指導であり、パワーハラスメントには該当しないと考えているが、申請人に不快な思いをさせたことや2年半にわたり勤務してもらったことに対する功労金として、休業手当相当額を支払い解決を図りたいと提案した。

あっせん委員は、申請人に対し、被申請人の主張を述べ、これに応じる意思があるかどうかを確認した。申請人は、治療費もかかっており、45万円の支払と離職理由を会社都合にすること及び傷病手当金が支給されるよう保険組合に被申請人からの働きかけを求めたいと述べた。

一方、あっせん委員は被申請人に対し、申請人の主張を述べ解決のための譲歩を求めたところ、功労金として50万円を支払うことで合意した。

## 事例 2：懲戒解雇に関するあっせん

### 申請の内容

申請人はパート労働者として入社し、総務及び庶務担当として勤務していたが、8 か月後に解雇された。解雇理由は就業規則に定める「素行不良で、著しく会社内の秩序または風紀を乱した」等とされているが、会社は弁明の機会も与えず、他の従業員の言ったことを理由に解雇している。これらの解雇理由に納得がいかないが、復職する気はない。代わりにこれまでに受けた経済的損失と精神的苦痛に対する補償として、定年退職までの賃金相当額 4,060,000 円の支払いを求めたいとして、あっせんに申請した。

### あっせんの内容

被申請人は、在職中の申請人の言動が不適正であり、若い新入社員への悪影響を懸念して、申請人へ退職を促し離職に至ったと考えているが、何らかの解決を図りたいと申立てた。

あっせん委員は、申請人に対し、求める金額が過分と思われる旨伝え、解決のための譲歩を求めた。申請人は、4 か月分の賃金相当額を求めたいと主張した。

一方、あっせん委員は、被申請人に対し、本件自己都合退職とみることはできないこと、また、懲戒解雇事由にも該当しないと思われると説明し、解決のための譲歩を求めたところ、被申請人が申請人に、解決金として 50 万円を支払うことで双方の合意に至り、解決した。

## 事例 3：雇止めに関するあっせん

### 申請の内容

申請人は契約社員として入社したが、能力不足を理由に雇止めを通告された。しかし、被申請人の教育・指導・管理が不足していたために、申請人は独学で技術を習得せざるを得なかったものであり、申請人には能力不足の事実はない。また、グループリーダーは実現不可能で恣意的に評価できる目標・基準を設定し、申請人を能力不足と認定した。これはパワーハラスメントである。よって、申請人は、被申請人に対し、雇止めの撤回を求めたいとして、あっせんに申請した。

### あっせんの内容

あっせん委員は申請人に対し、双方の事実認識は食い違っている。雇用契約期間は 6 ヶ月であり、更新の期待がもてないため、裁判で雇止め撤回が認められるのは難しい。また、パワーハラについては証拠が必要となる旨を説明し、解決のための譲歩を求めた。申請人は、解決方法はあっせん委員にまかせると述べた。

一方、あっせん委員は被申請人に対し、法的な問題は見られないが、今後、訴訟等に発展するリスクを回避するために解決してはどうかと譲歩を求めたところ、被申請人が、解決金として 35 万円を支払うことで合意が成立し、解決した。

## 事例 4：労働条件の引下げに関するあっせん

### 申請の内容

申請人は正社員として雇用され、A と B の現場で警備業務に従事していた。ところが、突然 B の現場を外され、A だけの勤務となったため賃金は 6~7 万円になった。B の職場外しについて被申請人から納得のいく説明もなく、不当と言わざるを

得ない。現在の6~7万円の賃金では生活もできず、退職も考えている。

よって今回の不当な職場外しに対する経済的損失及び精神的苦痛に対して60万円の支払いを求めたいとして、あっせんを申請した。

#### あっせんの内容

被申請人は、金銭の支払いは考えておらず、被申請人が申請人に打診している警備の現場で速やかに就労することを求める。申請人が金銭解決に固執する場合は、検討の余地はあるが、その際は、申請人の離職が前提となると主張した。

あっせん委員は、申請人に対し被申請人の主張を伝え、解決のための譲歩を求めたところ、申請人は会社都合による離職に加え、納得できる解決金の支払いがあれば、金銭解決を望む旨述べた。

一方あっせん委員は、被申請人に対し申請人の主張を伝え、解決のための譲歩を求めたところ、会社都合による離職で、解決金として15万円支払を支払うことで合意が成立し、解決した。



## 福岡労働局 総合労働相談コーナー

相談は無料です。 ★女性相談員がいます。

名称	所在地	電話番号	FAX番号
福岡労働局雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー★	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 指導課内	092-411-4764	092-411-4895
福岡中央総合労働相談コーナー★	〒810-0072 福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署内	092-761-5607	092-761-5616
大牟田総合労働相談コーナー	〒836-0034 大牟田市小浜町24-13 大牟田労働基準監督署内	0944-53-3987	0944-53-3990
久留米総合労働相談コーナー	〒830-0037 久留米市諏訪野町2401 久留米労働基準監督署内	0942-33-7251	0942-33-7254
飯塚総合労働相談コーナー	〒820-0018 飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎4階 飯塚労働基準監督署内	0948-22-3200	0948-22-3202
北九州西総合労働相談コーナー	〒806-0034 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎3階 北九州西労働基準監督署内	093-622-6550	093-622-6555
北九州東総合労働相談コーナー	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町13-26 小倉第二合同庁舎5階 北九州東労働基準監督署内	093-561-0881	093-561-1197
門司総合労働相談コーナー★	〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18 北九州東労働基準監督署門司支署内	093-381-5361	093-381-5363
田川総合労働相談コーナー	〒825-0013 田川市中央町4-12 田川労働基準監督署内	0947-42-0380	0947-42-0382
直方総合労働相談コーナー★	〒822-0017 直方市殿町9-17 直方労働基準監督署内	0949-22-0544	0949-22-0502
行橋総合労働相談コーナー★	〒824-0005 行橋市中央1-12-35 行橋労働基準監督署内	0930-23-0454	0930-23-0453
八女総合労働相談コーナー	〒834-0047 八女市稲富132 八女労働基準監督署内	0943-23-2121	0943-23-2123
福岡東総合労働相談コーナー★	〒813-0016 福岡市東区香椎浜1-3-26 福岡東労働基準監督署内	092-661-3770	092-661-4178

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

労働局	総合労働 相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長による 助言・指導 申出件数	紛争調整委員会による あっせん 申請件数
1 北海道	35,323	8,139	279	262
2 青森	8,254	2,587	131	47
3 岩手	10,940	2,858	118	49
4 宮城	22,661	5,419	184	81
5 秋田	6,405	2,488	46	44
6 山形	9,826	2,490	195	79
7 福島	17,339	5,579	34	48
8 茨城	20,456	5,656	169	57
9 栃木	13,377	3,217	115	103
10 群馬	16,274	5,079	97	43
11 埼玉	60,619	12,747	704	288
12 千葉	43,089	7,088	355	110
13 東京	154,809	29,028	738	1,150
14 神奈川	55,024	12,531	281	221
15 新潟	15,559	4,209	139	65
16 富山	8,884	2,124	44	25
17 石川	9,719	3,030	123	34
18 福井	6,422	1,920	57	31
19 山梨	6,196	1,406	41	23
20 長野	17,644	6,317	109	137
21 岐阜	16,835	4,043	61	45
22 静岡	36,054	6,109	521	197
23 愛知	80,927	16,031	710	332
24 三重	15,523	3,949	143	35
25 滋賀	13,734	3,000	289	76
26 京都	23,353	8,214	266	91
27 大阪	119,651	21,368	602	384
28 兵庫	54,903	16,688	904	215
29 奈良	9,683	1,881	79	97
30 和歌山	6,568	1,239	37	18
31 鳥取	4,933	1,732	54	17
32 島根	6,448	1,694	76	28
33 岡山	16,229	3,299	69	68
34 広島	27,288	6,771	114	69
35 山口	12,170	2,563	179	27
36 徳島	8,781	1,917	52	24
37 香川	8,376	1,943	71	12
38 愛媛	11,285	2,587	94	41
39 高知	4,876	1,231	34	32
40 福岡	49,443	7,044	118	116
41 佐賀	8,718	2,139	32	23
42 長崎	9,999	3,001	133	38
43 熊本	12,966	3,366	190	53
44 大分	7,195	2,148	48	8
45 宮崎	9,877	2,510	27	59
46 鹿児島	7,297	3,053	63	35
47 沖縄	8,809	2,028	51	86
合計	1,130,741	255,460	8,976	5,123

## 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

### 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

### 2 概要

#### (1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

#### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

#### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

#### (4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

※紛争調整委員会とは

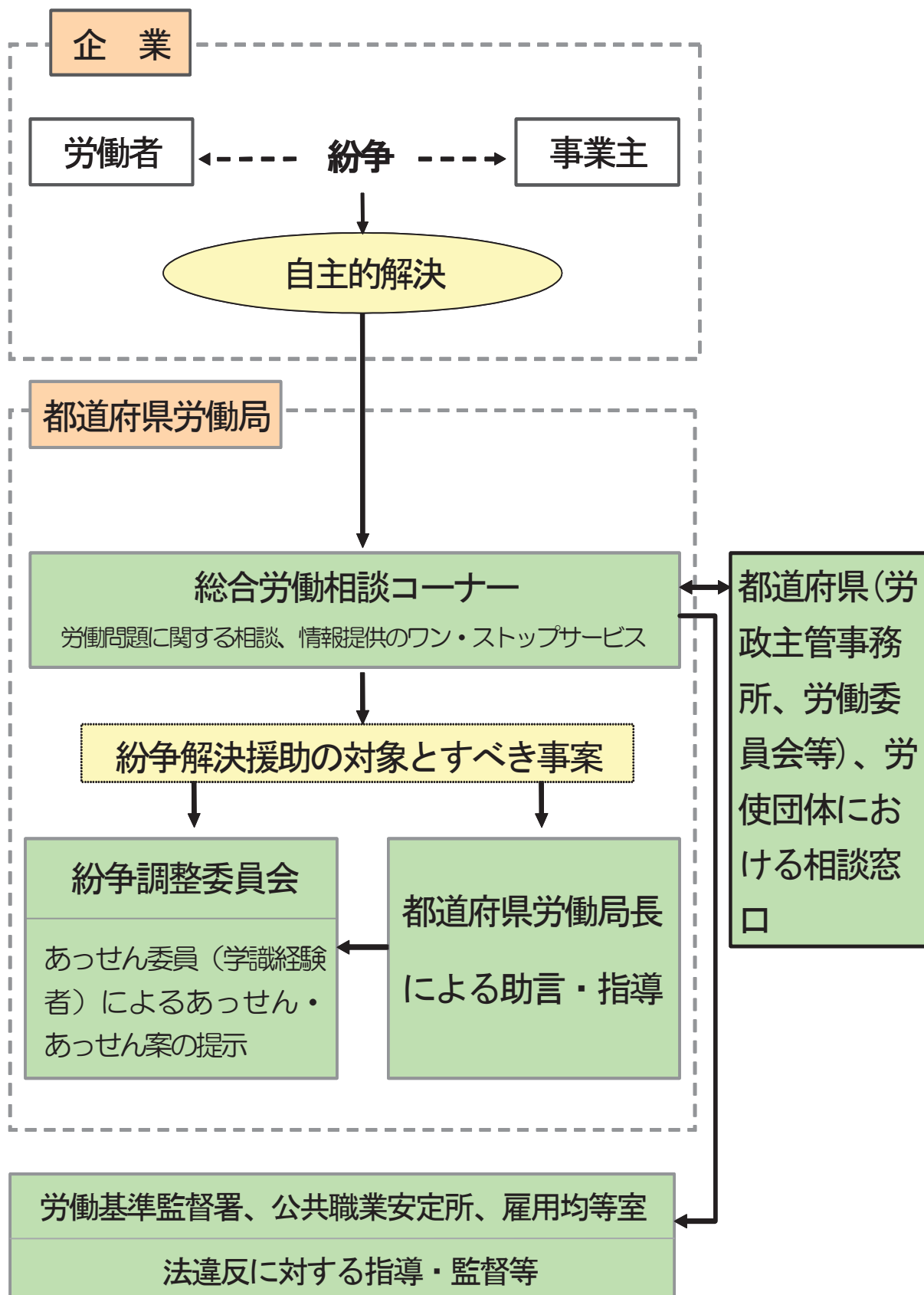
弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

#### (5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

## 個別労働紛争解決システム



# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年7月3日（月）～平成29年12月28日（木）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら  
「他の人を雇うので早めに  
辞めてもらうしかない」と  
言われた。

育児短時間勤務をしていたら  
同僚から  
「あなたが早く帰るせいで、  
まわりは迷惑している。」  
と何度も言われ、精神的に非  
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等に関  
するハラスメントの相談  
を受けたが、会社として  
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護  
休業等に関するハラスメント  
の防止措置は、会社としてな  
にをすればよいのだろう。

## 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html)

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります  
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを  
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止<sup>\*</sup>されています。**

相談して  
ください！

福岡労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにををするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行います。

福岡労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

## 福岡労働局雇用環境・均等部 指導課

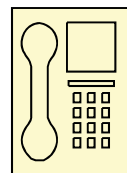
受付時間 9時00分～17時00分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

▶ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、  
セクシュアルハラスメントに関するご相談

電話番号 092-411-4894



▶ パワーハラスメントに関するご相談  
(福岡労働局内総合労働相談コーナー)

電話番号 092-411-4764



住 所 〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

福岡合同庁舎新館4階

報道関係者 各位

平成 29 年 6 月 30 日

【照会先】

労働基準部 健康課

課 長 杉野 仁俊

労働衛生専門官 筒井 壽生

電話:092(411)4798 (直通)

## メンタルヘルス・パワハラ対策の説明会を開催します

～ 「過労死等ゼロ」緊急対策によるメンタルヘルス対策の取組を強化 ～

近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が5割を超える状況にある中、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災請求される事案は増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが益々重要となっています。

このような中、平成 28 年 12 月 26 日に開催された第 4 回長時間労働削減推進本部において、違法な長時間労働を許さない取組の強化、メンタルヘルス対策の強化等を内容とする「過労死等ゼロ」緊急対策が決定されたことから、厚生労働省ではこの決定等に基づき、メンタルヘルス対策の促進にも一層取り組むこととしています。

今般、こうした取組の一環として、福岡労働局では、福岡県、北九州市、福岡市、飯塚市、独立行政法人労働者健康安全機構（福岡産業保健総合支援センター）、公益社団法人福岡県労働基準協会連合会及び全国健康保険協会福岡支部と共催で、メンタルヘルス対策の説明会を開催することとしました。

説明会では、職場におけるストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策・パワハラ対策、中小企業等における健康経営、自殺対策等の講演などを行う予定です。

開催日時	対象事業場	開催場所	定員
7月12日(水)	筑豊地区 福岡地区 筑後地区 北九州地区	イイツカコミュニティセンター 飯塚市飯塚 14 番 67 号	150 名
7月25日(火)		東市民センター(ホール) 福岡市東区千早4丁目 21 番 45 号	600 名
8月2日(水)		久留米シティプラザ 久留米市六ツ門町 8-1	300 名
8月18日(金)		ウエルとばた 北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	450 名

## ○ 添付資料

資料No. 1 メンタルヘルスセミナーのご案内

資料No. 2 「過労死等ゼロ」緊急対策(概要)

資料No. 3 「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」報告書(概要)

資料No. 4 精神障害の労災請求、決定及び支給決定状況

# 平成 29 年度メンタルヘルス対策セミナーのご案内

～ メンタルヘルス対策に取り組む事業主のみなさまへ ～

## 《福岡労働局 労働基準部 健康課》

(共催) 福岡県・北九州市・福岡市・飯塚市・独立行政法人 労働者健康安全機構 (福岡産業保健総合支援センター)・公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会・全国健康保険協会 福岡支部

近年、職業生活等に関して強い不安やストレスを感じる労働者が5割を超えており、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者は増加傾向にあります。また、わが国における自殺者は平成27年には約24,000人となりましたが、職業別でみるとそのうち被用者・勤め人の占める割合についても増加傾向にあります。

このような状況において職場におけるメンタルヘルス対策への取り組みは重要な課題です。

### ● 開催日時・場所

※ 参加費は無料です

開催日時	対象事業場	開催場所	定員
7月12日(水) 13時30分～16時30分	筑豊地区	イイズカコミュニティセンター 飯塚市飯塚14番67号	150名
7月25日(火) 13時30分～16時30分	福岡地区	東市民センター(ホール) 福岡市東区千早4丁目21番45号	600名
8月2日(水) 13時30分～16時30分	筑後地区	久留米シティプラザ 久留米市六ツ門町8-1	300名
8月18日(金) 13時30分～16時30分	北九州地区	ウエルとばた 北九州市戸畑区汐井町1番6号	450名

※各会場とも駐車場のスペースが少ないか、又は有料駐車場のみとなっておりますので、公共交通機関をご利用ください。

- 参加申込締め切り日 平成29年6月30日(金)  
(締切日以降についても定員に達していなければ参加出来ますので、福岡労働局健康課までお尋ねください。)
- 参加ご希望の方は、下記申込書に記載の上、健康課あてFAX等でお申し込みください。  
なお、参加予約票等は、発行いたしませんので、当日は、参加申込書の控えを持参してください。

## メンタルヘルス対策セミナー参加申込書

福岡労働局 労働基準部 健康課 あて FAX番号 092-411-3517

所在地 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階

(※お問合せ電話番号 092-411-4798)

※ 参加希望会場に☑してください。 最寄りの会場以外でも空席があれば参加可能です。

イイズカコミュニティセンター  東市民センター  久留米シティプラザ  ウェルとばた

事業場名		電話番号	
所在地	〒 ー		
業種		労働者数	
参加者数	名	参加者の代表者氏名	

※ 当日は、出欠の確認をさせていただきますのでFAXして頂いた参加申込書の控えを持参してください。



## 予定プログラム

開 会

主催者挨拶

13時30分 ~ 13時35分 (5分)

講 演

13時35分 ~ 14時15分 (40分)

演 題 「中小企業における健康経営のすすめ」

講 師 ・株式会社 クライミング

代表取締役 社長 濱地 信 氏

講 演 (会場によって演題、講師が異なります。)

14時20分 ~ 15時10分 (50分)

日 付	演 題	講 師
7月12日(水) (飯塚会場)	「リワーク・プログラム(復職支援)について」 ~当院での取り組み	医療法人 飯塚恵仁会 たていわ病院 院長 山本 克康 氏 ・ 作業療法士 榎田 太郎 氏
7月25日(火) (福岡会場)	「福岡障害者職業センターの リワーク支援」	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部 福岡障害者職業センター 障害者職業カウンセラー 西村 聡子 氏
8月 2日(水) (筑後会場)	「不知火病院における復職支援の 評価について」	医療法人社団 新光会 不知火病院 副院長 福岡大学医学部精神医学教室 講師 松下 満彦 氏
8月18日(金) (北九州会場)	「うつ病リワーク(求職者復職支援) の紹介」	医療法人 要会 かなめクリニック 院長・医学博士 精神保健指定医 かなめ ひとし 要 齊 氏

————— 休憩 15時10分 ~ 15時20分 (10分) —————

講 演

15時20分 ~ 16時10分 (50分)

演 題 「職場におけるパワハラ対策」

講 師 ・福岡産業保健総合支援センター 産業保健相談員 久野 亜希子 氏

連絡事務

16時10分 ~ 16時20分 (10分)

・福岡県からのお知らせ

「働き方改革の推進について」(福祉労働部 労働局労働政策課)

・福岡労働局からのお知らせ

閉 会

16時20分 ~

# ○ 「過労死等ゼロ」緊急対策（概要）

資料№2

長時間労働削減推進本部（平成28年12月26日開催）決定

## 1 違法な長時間労働を許さない取組の強化

## 2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

### （1）メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。

### （2）パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。

### （3）ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付ける。

## 3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

# ○ 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について

平成29年3月31日付け基発0331第78号

## ○ 取組の概要

精神障害に関する労災請求・支給決定件数は増加傾向にあり、また、大企業においても過労による自殺事案が繰り返し発生するなど、過労死等の防止に対する社会的要請はかつてなく高まっている。

このような問題意識のもと、今般とりまとめられた緊急対策を踏まえ、メンタルヘルス対策については、以下の取組を実施することとする。

### （1）精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場及び企業の本社事業場に対するメンタルヘルス対策の特別指導の実施

### （2）違法な長時間労働が認められる等の事業場に対するメンタルヘルス対策の指導の充実

### （3）パワーハラスメントの予防・解決に向けた周知啓発の徹底

### （4）長時間労働等によりハイリスクな状況にある労働者を見逃さない取組の徹底

# 「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」報告書(概要)

資料№3

平成29年4月28日厚生労働省公表資料より  
(福岡労働局 健康課まとめ)

- 厚生労働省では、平成24年度以来となる「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」を実施し、報告書を取りまとめ。
- この調査は、平成24年3月に厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」から「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が公表されて4年あまりが経過したことを踏まえ、この間におけるパワハラの実態や企業の取組状況などを把握し、今後の施策に反映させることを目的として実施。  
今回の調査は、全国の企業と従業員を対象に、平成28年7月から10月にかけて実施。
- 調査結果等を踏まえ、厚生労働省では、引き続き職場のパワハラを予防・解決に向けた施策を実施。

## 【調査結果のポイント】

\* 「前回調査」平成24年度実態調査

\* 百分率は小数点第2位以下を四捨五入

### 1 パワハラの発生状況

- 1: パワハラに限らず、従業員の悩み、不満、苦情、トラブルなどを受け付けるための相談窓口（「相談窓口」）において相談の多いテーマは、パワハラが32.4%と最も多い
- 2: 過去3年間に1件以上のパワハラに該当する相談を受けたと回答した企業は36.3%
- 3: 過去3年間にパワハラを受けたことがあると回答した従業員は32.5%（前回調査25.3%）

### 2 パワハラの予防・解決に向けた取組状況

- 1: パワハラの予防・解決に向けた取組を実施している企業は52.2%。  
企業規模が小さくなると、実施比率は相対的に低くなるものの、前回調査と比較するとすべての従業員規模の企業で比率が高くなっている
- 2: 相談窓口を設置している企業は73.4%。  
企業規模が小さくなると、その比率は相対的に低くなるものの、前回調査と比較するとすべての従業員規模の企業で比率が高くなっている

### 3 パワハラの予防・解決に向けた取組の主な効果

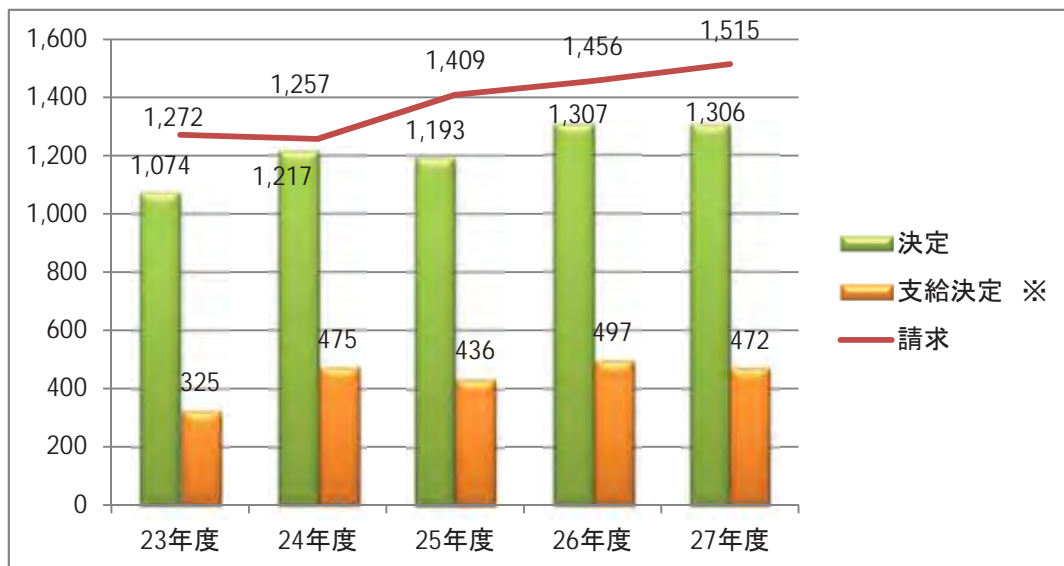
- 1: 企業が取組を実施すると、  
企業にとってはパワハラの実態が把握しやすくなるとともに、従業員にとってはパワハラに関する相談がしやすくなる
- 2: 取組を行っている企業で働く従業員は、  
パワハラを受けたと感じる比率や、パワハラにより心身への影響があったとする比率が、取り組んでいない企業で働く従業員に比べて低い
- 3: 取組を行うことにより、  
職場環境が変わる、コミュニケーションが活性化するという効果が得られるほか、「休職者・離職者の減少」、「メンタル不調者の減少」などの付随効果が得られる
- 4: 効果が高い取組として、  
相談窓口の設置や管理職向け・従業員向けの研修の実施を挙げている企業の比率が高い。  
一方、従業員にとっては、企業がパワハラを予防・解決に向けた取組を1つでなく、複数実施することが、職場の生産性の改善などの効果を感じやすいと回答している

### 4 パワハラの予防・解決に向けた取組の主な課題

- 1: 企業規模が小さくなるにしたがい、  
相談窓口の設置比率が低くなり、パワハラを受けた場合に企業とは関係のないところに相談する比率が高くなることから、より大きな規模の企業と比べ、パワハラの実態が把握されていない
- 2: 取組を考えていない企業は、取り組んでいる企業に比べ、  
パワハラが職場や企業に与える影響として「職場の生産性が低下する」、「企業イメージが悪化する」などの認識が特に低い
- 3: パワハラを受けた経験が一度でも、怒りや不満、仕事に対する意欲の低下などの心身への影響が多く見られる。  
不眠、休み、通院、服薬などのより深刻な心身への影響は、パワハラを受けた回数が多くなるほど、比率が大きく高まる
- 4: パワハラを受けたと感じた者が、「何もしなかった」と回答した比率は40.9%  
理由として「何をしても解決にならないと思ったから」、「職務上不利益が生じるといったから」と回答した比率が高い
- 5: 取組を実施していると回答した企業の比率に比べて、取組を自分の勤める企業が実施していることを把握していると回答した従業員の比率は低い。

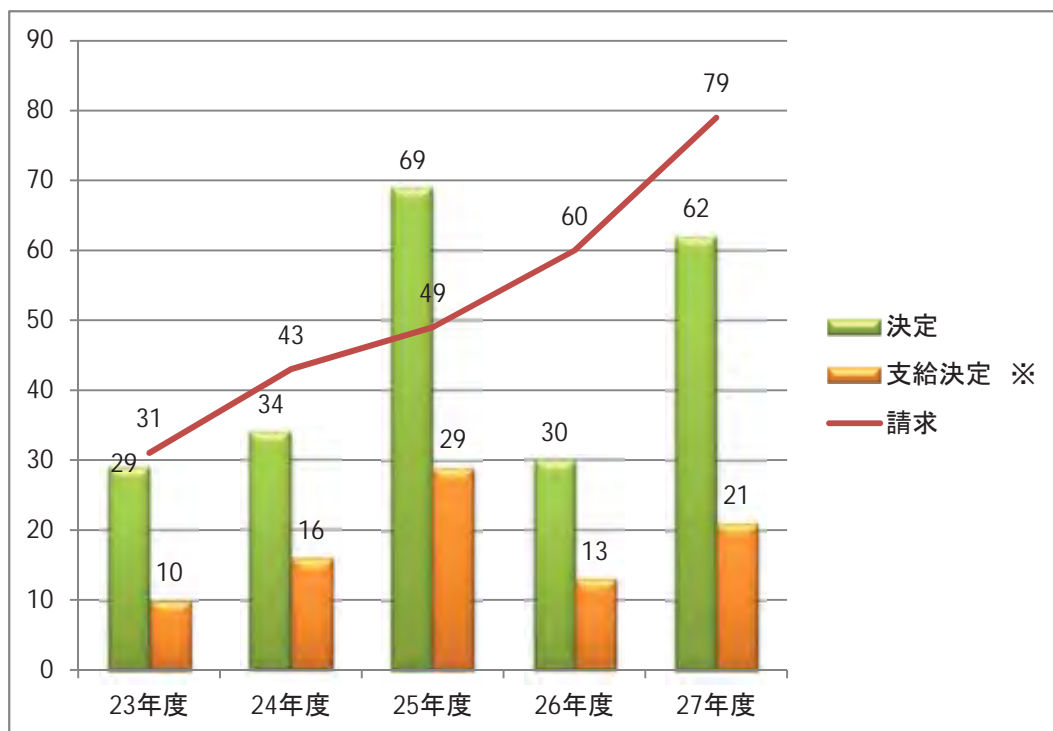
1 全国

年度	請求	決定	支給決定 ※
23年度	1,272	1,074	325
24年度	1,257	1,217	475
25年度	1,409	1,193	436
26年度	1,456	1,307	497
27年度	1,515	1,306	472



2 福岡労働局

年度	請求	決定	支給決定 ※
23年度	31	29	10
24年度	43	34	16
25年度	49	69	29
26年度	60	30	13
27年度	79	62	21



※ 「支給決定」件数は、当該年度中の「決定」件数のうち「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含まず。



## 詳細内容

タイトル	ウーマンワークカフェ北九州 1周年記念イベント 『誕生祭』
日時	平成29年7月8日(土) 11:00~16:00
場所	北九州国際会議場(北九州市小倉北区浅野3-9-30)
内容	国(厚生労働省福岡労働局)、福岡県及び北九州市が連携して、女性の就業支援を行う全国初の施設である「ウーマンワークカフェ北九州」の開設1周年を記念して、ミニセミナー、就職・保育の相談、ファミリーライブ、キャラクターショー等のイベントを行います。
担当者	職業安定部 職業安定課 職業紹介係 落合、斉藤 TEL092-434-9802

タイトル	メンタルヘルス対策セミナー
日時	平成29年7月12日(水) 13時30分~16時30分
場所	イイツカコミュニティセンター 飯塚市飯塚14番67号
内容	職場におけるメンタルヘルス・パワハラ対策のほか、「中小企業における健康経営」、復職支援などについて説明します。
担当者	筒井 壽生

タイトル	メンタルヘルス対策セミナー
日時	平成29年7月25日(火) 13時30分~16時30分
場所	東市民センター(ホール) 福岡市東区千早4丁目21番45号
内容	職場におけるメンタルヘルス・パワハラ対策のほか、「中小企業における健康経営」、復職支援などについて説明します。
担当者	筒井 壽生

タイトル	メンタルヘルス対策セミナー
日時	平成29年8月2日(水) 13時30分~16時30分
場所	久留米シティプラザ 久留米市六ツ門町8-1
内容	職場におけるメンタルヘルス・パワハラ対策のほか、「中小企業における健康経営」、復職支援などについて説明します。
担当者	筒井 壽生

タイトル	メンタルヘルス対策セミナー
日時	平成29年8月18日(金) 13時30分~16時30分
場所	ウエルとばた 北九州市戸畑区汐井町1番6号
内容	職場におけるメンタルヘルス・パワハラ対策のほか、「中小企業における健康経営」、復職支援などについて説明します。
担当者	筒井 壽生